

「内部者取引防止に関する内部管理態勢等検討ワーキング」
(第 18 回)

平成 26 年 1 月 10 日 (金) 午後 4 時
日本証券業協会 第 7 会議室

議 案

1. 平成 25 年金融商品取引法等改正（1 年以内施行）に伴う本協会自主規制規則等の改正について
2. 今後のスケジュール
3. その他

以 上

「内部者取引防止に関する内部管理態勢等検討ワーキング」に係る 検討事項について

平成 26 年 1 月 10 日
日本証券業協会
自主規制企画部

I. 平成 25 年金融商品取引法等改正（1 年以内施行）¹に伴う対応

1. 投資法人の発行する投資証券等の取引へのインサイダー取引規制の導入に伴う対応【参考 1】

① 「内部者登録カード」の記載要件の見直し（「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」第 15 条の改正）【資料 2】

- ・「内部者登録カード」は、内部者登録制度の実効性を確保し、業界全体としてのボトムアップを図る観点から、協会における内部者登録の実情等を踏まえ、平成 19 年 6 月に登録対象者を協会が確認可能な範囲に再整理し、現在に至っている。（そのため、内部者登録の対象者とインサイダー取引規制の対象となる会社関係者とは一致しない。）

- ・金商法改正において、インサイダー取引規制の対象となる会社関係者の範囲に、上場投資法人等、その資産運用会社及び特定関係法人の関係者も含まれることとなることを踏まえ、協会において確認可能な範囲で、内部者登録制度の実効性を確保するための内部者登録カードの記載要件の見直しを行う。

- ＊事務局において、上場投資法人等及び資産運用会社に対し、内部者登録制度に関するアナウンスメントを行う。【資料 3】

- ＊協会における約款改正等のスケジュールを勘案のうえ、関係政府令が公布された後、規則改正の手続きを行う。

② 社内規程モデル「法人関係情報管理規程」の別表（「上場会社等及びその子会社の運営、業務、財産に係る重要な情報等」）の見直し【資料 4】

- ・「法人関係情報」について金商法等に具体的な規定がないことから、社内規程モデル「法人関係情報管理規程」においては、金商法等に規定されている重要事実を参考に、別表として取りまとめている。今般、上場投資法人等及びその資産運用会社の特性を考慮した重要事実が金商法に規定されることから、当該内容を踏まえて、別表の記載の見直しを行う。

- ・なお、別表の見直しにあたっては、東京証券取引所における開示ルー

¹ 平成 25 年金商法改正（1 年以内施行）については、平成 26 年 4 月 1 日を施行予定日として、関係政府令案のパブリック・コメントの募集は終了しているが、現時点において、その結果は未公表である。

ル（上場有価証券管理規程）も参考に検討を行う。

2. 情報伝達・取引推奨行為に対する規制の導入に伴う対応【参考2】

- 『『協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則』に関する考え方』の改正、社内規程モデル「法人関係情報管理規程」の改正【資料5】
- ・会社関係者であって重要事実を知った者について、情報伝達・取引推奨行為に対する規制が導入されることに伴い、従前の法人関係情報を提供して勧誘する行為に加え、法人関係情報を有する者が勧誘する行為を規制の対象に広げる所要の整備を行う。

Ⅱ. 金融審議会「新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキング・グループ報告（平成25年12月25日）」を踏まえた対応【参考3】

○アナリスト・レポートの取扱い等に関する規則」に関する考え方の改正【資料6】

- ・「引受証券会社内で適切なチャイニーズ・ウォールが設置されている場合において、従来から継続的に行われている上場企業に関するアナリストレポートの公表を従来どおりに行うこと」が示されたことを踏まえて、必要な対応を検討する。

以 上

「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の一部改正について（案）

平成 25 年 1 月 10 日
（下線部分変更）

現 行	金商法改正により、内部者登録カードの対象になるとされる上場投資法人等の関係者	改 正 案
（内部者登録カードの整備等） 第 15 条 協会員は、金商法第 166 条に規定する上場会社等の特定有価証券等に係る売買等を初めて行う顧客から、次に掲げる者（以下「上場会社等の役員等」という。）に該当するか否かにつき届出を求めるとともに、当該届出に基づき、上場会社等の役員等に該当する者については、上場会社等の特定有価証券等に係る売買等が行われるまでに内部者登録カードを備え付けなければならない。		（内部者登録カードの整備等） 第 15 条 協会員は、金商法第 166 条に規定する上場会社等の特定有価証券等に係る売買等を初めて行う顧客から、次に掲げる者（以下「上場会社等の役員等」という。）に該当するか否かにつき届出を求めるとともに、当該届出に基づき、上場会社等の役員等に該当する者については、上場会社等の特定有価証券等に係る売買等が行われるまでに内部者登録カードを備え付けなければならない。
1 上場会社等の取締役、会計参与、監査役 <u>若しくは執行役</u>（以下「役員」という。）	・金商法第 163 条第 1 項に規定する売買報告対象者に該当する役員を規定するものである。 ・金商法改正により、売買報告対象者に「上場投資証券等の発行者（投資法人）の役員」が追加される。 ・上場投資法人等においては、「執行役員」及び「監督役員」が役員に相当することから、それらを設定する。（投信法第 96 条第 1 項） ・「上場投資法人等の資産運用会社の役員」も売買報告対象者に追加されることから、それを設定する。	1 <u>次に掲げる者</u> イ 上場会社等の取締役、会計参与、監査役 <u>又は執行役</u>（以下、「役員」という。） ロ <u>上場投資法人等（上場会社等のうち、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 12 項に規定する投資法人をいう。以下同じ。）の執行役員又は監督役員</u> ハ <u>上場投資法人等の資産運用会社（投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 19 項に規定する資産運用会社をいう。以下同じ。）の役員</u>
2 上場会社等の親会社又は主な子会社の役員	・金商法第 166 条第 1 項第 1 号に規定される「上場会社等」の範囲を踏まえて親会社及び主な子会社を規定するものである。 ・金商法改正により、上場投資法人等の資産運用会	2 <u>次に掲げる者</u> イ 上場会社等の親会社又は主な子会社の役員 ロ <u>主な特定関係法人（上場投資法人等の資産</u>

現 行	金商法改正により、内部者登録カードの対象になるとと思われる上場投資法人等の関係者	改 正 案
	社及びその特定関係法人^(注1)の役員も親会社・子会社と同じ規定上で会社関係者に追加される。 (改正金商法第166条第1項第1号)。 ・特定関係法人は、上場投資法人等が提出した有価証券報告書等で確認することは可能であり、「資産運用会社の親会社」のほか、どこまで登録対象とするかは、検討の上、Q&Aで明らかにすればどうか。 ＊上場投資法人等に「主な子会社」^(注2)が存在する可能性は極めて低く、また、上場後一定期間後は「親会社」^(注3)に相当する投資主も存在しなくなることが想定されるが、上場投資法人等には該当者がいないということに留まるため、規定上の影響はない(除外規定を設ける必要はない)と考える。 (注1) 資産運用会社の特定関係法人(上場投資法人等の有価証券報告書等で「特定関係法人」と記載される会社)：①資産運用会社の親会社、②資産運用会社の利害関係人等(親法人、子法人、特定個人株主、20%超の主要株主)で、不動産取引(売買・賃貸借)等が上場投資法人等の年間収益の20%超又は取引総額の20%超の会社など。(改正金商法第166条第5項、改正金商法施行令第29条の3第3号、改正取引規制府令第55条の7) (注2) 上場会社等の子会社：「各証券取引所に上場している純粋持株会社(株式(社員の持分を含む。))を所有することにより、国内の会社の	<u>運用会社の特定関係法人(金商法第166条第5項に規定する特定関係法人をいう。)のうち主なもの</u>をいう。以下同じ。)の役員

現 行	金商法改正により、内部者登録カードの対象になるとと思われる上場投資法人等の関係者	改 正 案
	事業活動を支配することを主たる事業とする会社をいう。)の中核子会社とし、協会の独自調査により選定した会社1社」と定義(内部者登録カードQ&A問3) (注3) 上場会社等の親会社:「各証券取引所が定める「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」等において、各証券取引所が開示の対象としている上場会社の非上場会社の親会社」と定義(内部者登録カードQ&A問2)	
3 第1号及び第2号の役員でなくなった後1年以内の者	・いわゆる元会社関係者(金商法第166条1項後段)に該当する者を規定するものである。 ・第1号及び第2号の改正に伴う条文上の技術的な範囲の拡大(「役員」から「掲げる者」への修正)のみを行う。	3 <u>前2号に掲げる者</u> でなくなった後1年以内の者
4 上場会社等の役員の配偶者及び同居者	・いわゆる第一次情報受領者(金商法第166条第3項)に該当する蓋然性が高い者(第1号の役員の配偶者及び同居者)を規定するものである。 ・第1号の改正に伴う条文上の技術的な範囲の拡大(「役員」から「掲げる者」への修正)のみを行う。	4 <u>第1号に掲げる者</u> の配偶者及び同居者
5 上場会社等の使用人その他の従業者のうち執行役員その他役員に準ずる役職にある者	・第1号で対象とする会社の「役員に準ずる者」を規定するものである。 ・第1号の範囲拡大を踏まえ、上場投資法人等の資産運用会社の執行役員等を追加する。 ・なお、上場投資法人自体には使用人は存在しない(投信法63条第2項)ため、上場投資法人等に言及する必要はない。	5 上場会社等 又は上場投資法人等の資産運用会社 の使用人その他の従業者のうち執行役員 <u>(上場投資法人等の執行役員を除く。)</u> その他役員に準ずる役職にある者

現 行	金商法改正により、内部者登録カードの対象になるとされる上場投資法人等の関係者	改 正 案
	*これらの上場会社等の役員を内部者として規定している(第1号)以上、これに準ずる者も対象とすべきと考えられるため。	
6 上場会社等の使用人その他の従業者のうち金商法第166条に規定する上場会社等に係る業務等に関する重要事実(以下「重要事実」という。)を知り得る可能性の高い部署に所属する者(前号を除く。)	・第1号で対象とする会社の「重要事実を知り得る可能性の高い部署に所属する使用人」を規定するものである。 ・第1号の範囲拡大を踏まえ、上場投資法人等の資産運用会社において重要事実を知り得る可能性が高い部署に所属する者を追加する。 ・なお、上場投資法人自体には使用人は存在しない(投信法63条第2項)ため、上場投資法人等に言及する必要はない。 *理由は第5号と同様。	6 上場会社等 <u>又は上場投資法人等の資産運用会社の</u> 使用人その他の従業者のうち金商法第166条に規定する上場会社等に係る業務等に関する重要事実(以下「重要事実」という。)を知り得る可能性の高い部署に所属する者(前号を除く。)
7 上場会社等の親会社 <u>又は</u> 主な子会社の使用人その他の従業者のうち執行役員その他役員に準ずる役職にある者	・第2号で対象とする会社の「役員に準ずる者」を規定するものである。 ・第2号の範囲拡大を踏まえ、資産運用会社の主な特定関係法人を対象に追加する。 *上場投資法人等に「主な子会社」が存在する可能性は極めて低く、また、上場後一定期間後は親会社に相当する投資主も存在しなくなることが想定されるが、上場投資法人等には該当者がいないということに留まるため、規定上の影響はない(除外規定を設ける必要はない)と考える。	7 上場会社等の親会社 <u>若しくは</u> 主な子会社 <u>又は</u> 主な特定関係法人 の使用人その他の従業者のうち執行役員その他役員に準ずる役職にある者
8 上場会社等の親会社 <u>又は</u> 主な子会社の使用人その他の従業者のうち重要事実を知り得る可能性の高い部署に所属する者(前7号を除く。)	・第2号で対象とする会社の「重要事実をする可能性の高い部署に所属する者」を規定するものである。 ・第2号の範囲拡大を踏まえ、主な特定関係法人を	8 上場会社等の親会社 <u>若しくは</u> 主な子会社 <u>又は</u> 主な特定関係法人 の使用人その他の従業者のうち重要事実を知り得る可能性の高い部署に所属する者(前7号を除く。)

現 行	金商法改正により、内部者登録カードの対象になるとされる上場投資法人等の関係者	改 正 案
	対象に追加する。 ＊上場投資法人等に「主な子会社」が存在する可能性は極めて低く、また、上場後一定期間後は親会社に相当する投資主も存在しなくなることが想定されるが、上場投資法人等には該当者がいないということに留まるため、規定上の影響はない（除外規定を設ける必要はない）と考える。	
9 上場会社等の親会社 <u>又は</u> 主な子会社	・第2号に掲げる法人自体を規定するものである。 ・第2号の範囲拡大を踏まえ、主な特定関係法人を対象に追加する。 ＊上場投資法人等に「主な子会社」が存在する可能性は極めて低く、また、上場後一定期間後は親会社に相当する投資主も存在しなくなることが想定されるが、上場投資法人等には該当者がいないということに留まるため、規定上の影響はない（除外規定を設ける必要はない）と考える。	9 上場会社等の親会社 <u>若しくは</u> 主な子会社 <u>又は</u> 主な特定関係法人
10 上場会社等の大株主（直近の有価証券報告書、半期報告書又は四半期報告書に記載されている大株主をいう。）	・金商法においては、大株主を直接会社関係者として規定していないが、第166条第1項第2号で会社法第433条第1項に定める権利（帳簿閲覧権を有する者（3%以上保有する株主））に関する規定がある。 ＊大株主と帳簿閲覧権を有する株主は同義ではないが、大株主は上場会社等の公表資料で株主を一元的に確認できる最大限であることから、大株主（上位10名）を内部者登録の対象としたものと思われる。 ・金商法第163条第1項に規定する売買報告対象者	10 上場会社等の大株主（直近の有価証券報告書、半期報告書又は四半期報告書に記載されている大株主をいう。）

現 行	金商法改正により、内部者登録カードの対象になると思われる上場投資法人等の関係者	改 正 案
	である「主要株主」(10%以上保有する株主)は、大株主(上位10名)を規定することにより包含される。 ・上場投資法人等について、会社関係者となる帳簿閲覧権を有する投資主は、全ての投資主となる(投信法128条の3第1項)。全ての投資主を内部者登録し、管理することは現実的ではないことから、規定しないこととしたい。	
	・改正金商法の施行に合わせる。	付 則 この改正は、平成26年4月1日から施行する。

以 上

協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則＜抜粋＞（昭50. 2. 19）

（内部者登録カードの整備等）

第 15 条 協会は、金商法第166条に規定する上場会社等の特定有価証券等に係る売買等を初めて行う顧客から、次に掲げる者（以下「上場会社等の役員等」という。）に該当するか否かにつき届出を求めるとともに、当該届出に基づき、上場会社等の役員等に該当する者については、上場会社等の特定有価証券等に係る売買等が行われるまでに内部者登録カードを備え付けなければならない。

- 1 上場会社等の取締役、会計参与、監査役若しくは執行役（以下「役員」という。）
- 2 上場会社等の親会社又は主な子会社の役員
- 3 第 1 号及び第 2 号の役員でなくなった後 1 年以内の者
- 4 上場会社等の役員の配偶者及び同居者
- 5 上場会社等の使用人その他の従業者のうち執行役員その他役員に準ずる役職にある者
- 6 上場会社等の使用人その他の従業者のうち金商法第166条に規定する上場会社等に係る業務等に関する重要事実（以下「重要事実」という。）を知り得る可能性の高い部署に所属する者（前号を除く。）
- 7 上場会社等の親会社又は主な子会社の使用人その他の従業者のうち執行役員その他役員に準ずる役職にある者
- 8 上場会社等の親会社又は主な子会社の使用人その他の従業者のうち重要事実を知り得る可能性の高い部署に所属する者（前 7 号を除く。）
- 9 上場会社等の親会社又は主な子会社
- 10 上場会社等の大株主（直近の有価証券報告書、半期報告書又は四半期報告書に記載されている大株主をいう。）

2 協会は、内部者登録カードにおいて、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 1 氏名又は名称
- 2 住所又は所在地及び連絡先
- 3 生年月日（顧客が自然人の場合に限る。）
- 4 会社名、役職名及び所属部署
- 5 上場会社等の役員等に該当することとなる上場会社等の名称及び銘柄コード

3 協会は、顧客に対し、第 1 項各号に該当するか否かにつき変更があったときは、遅滞なく、当該変更内容について、届け出ることを約させなければならない。

4 協会は、前項の規定により、変更の届出があったときは、遅滞なく、内部者登録カードを変更しなければならない。

5 協会は、内部者登録カードについて、電磁的方法により作成及び保存することができる。

6 協会は、第 5 条に規定する顧客カードにおいて、第 2 項に規定する内部者登録カードの記載事項を満たしていれば、当該顧客カードと内部者登録カードを兼ねることができる。

7 協会は、内部者取引の未然防止に関する事項を定めた社内規則を制定する等、内部者取引に関する管理体制を整備しなければならない。

内部者登録カードの整備等に関する Q & A（改訂 1 版）

平成 19 年 11 月 7 日（初版）

平成 23 年 11 月 17 日（改訂 1 版）

日 本 証 券 業 協 会

問 1 上場会社等の使用人その他の従業者のうち金融商品取引法第 166 条に規定する上場会社等に係る業務等に関する重要事実を知り得る可能性の高い部署に所属する者とは誰か。

答 金融商品取引法第 166 条に規定する上場会社等に係る業務等に関する重要事実を知り得る可能性の高い部署に所属する者とは、例えば、経理部、財務部、経営企画部、社長室（これに類似する業務を行う部署として顧客から届出があったもの）に所属する者が該当します。

問 2 上場会社等の親会社の定義は。

答 上場会社等の親会社とは、各証券取引所が定める「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」等において、各証券取引所が開示の対象としている上場会社の非上場会社の親会社とします。詳しくは、各証券取引所又は本協会のホームページ及び別添リスト等をご参照ください。

<参 考>

東京証券取引所 … TOPメニュー「上場会社情報」⇒「コーポレート・ガバナンス情報サービス」⇒「コーポレート・ガバナンス情報サービス利用案内」⇒「コーポレート・ガバナンス情報サービス」

- ・検索条件入力画面において、「◆組織形態・資本構成等」の「親会社有無」について、「有（非上場）」を選択のうえ、「この条件で一覧を抽出」をクリックすると上場会社等の非上場親会社が一覧でご覧いただけます。

大阪証券取引所 … TOPメニュー「上場会社情報」⇒「銘柄情報」

- ・個別の銘柄を検索いただくと、「コーポレート・ガバナンス報告書」において、個別の上場会社等の非上場親会社をご覧いただけます。

日本証券業協会… TOPメニュー「日本証券業協会の活動」⇒「上場会社の皆様へ（J-IRISS）」

- ・4月1日時点又は10月1日時点における全証券取引所の上場会社等の非上場親会社が一覧でご覧いただけます。

問3 上場会社等の主な子会社の定義は。

答 上場会社等の主な子会社とは、各証券取引所に上場している純粋持株会社（株式（社員の持分を含む。）を所有することにより、国内の会社の事業活動を支配することを主たる事業とする会社をいう。）の中核子会社とし、協会の独自調査により選定した会社1社とします。（別添リスト参照）

問4 上場会社等の使用人その他の従業者のうち金融商品取引法第166条に規定する上場会社等に係る業務等に関する重要事実を知り得る可能性の高い部署に所属する者とあるが、全ての上場会社等の使用人その他の従業者を登録することとした場合、内部者登録カードに「所属部署」を記載しなければならないか。

答 上場会社等の使用人その他の従業者全てを内部者登録する場合は、内部者登録カードに「所属部署」を記載する必要はありません。

以 上

REIT法人(上場不動産投資法人)等の役員等の皆さま インサイダー取引未然防止のための 「内部者登録制度」のお知らせです！

資料3

証券界では、市場の公正性を維持する観点から、お客様のインサイダー取引を未然に防止するため、内部者登録制度(*)を整備しています。

平成26年4月1日に施行予定の金融商品取引法改正により、新たにREIT法人の役員やREIT法人の資産運用会社の役員の方などが「内部者(役員等)」の対象となります。

制度の趣旨をご理解のうえ、ご協力のほどをお願いいたします。

* 内部者登録制度とは

お客様のインサイダー取引を未然に防止するため、証券会社等では、初めて上場会社の株式等の取引を行う場合に、口座開設時に申込書等により、「上場会社等の役員等」であるかどうかを記載・登録する制度です。また、口座開設後、「上場会社等の役員等」に該当することになったとき、あるいは、該当しなくなったときは、証券会社等へ届け出ることになっています。

よって、お客様が、REIT法人の役員や資産運用会社の役員の方など(以下、「REIT法人等の役員等」といいます。詳細は、以下を参照ください。)に該当する場合には、お取引をされている証券会社等へ申告することになります。また、お客様が、REIT法人等の役員等に就任したとき、あるいは退任したときは、証券会社等へ届け出ることになります。(配偶者及び同居者の方も届け出ることになります。)

詳しくは、お取引をされている証券会社等へご相談ください。

内部者登録制度の対象となるREIT法人等の役員等※

- ① REIT法人の執行役員又は監督役員
- ② REIT法人の資産運用会社の役員(取締役、会計参与、監査役又は執行役をいう。以下同じ。)
- ③ 主な特定関係法人(REITの有価証券報告書に記載される特定関係法人のうち主なもの。以下同じ。)の役員
- ④ ①～③でなくなった後、1年以内の者
- ⑤ ①及び②の配偶者及び同居者
- ⑥ REIT法人の資産運用会社又は主な特定関係法人の使用人その他従業員のうち執行役員その他役員に準ずる役職にある者
- ⑦ REIT法人の資産運用会社又は主な特定関係法人の使用人その他従業員のうち重要事実を知り得る可能性の高い部署に所属する者(⑥に該当する者を除く)

※ 平成26年1月現在の案であり、今後変更される可能性があります。



日本証券業協会
Japan Securities Dealers Association

お問合せ先: 日本証券業協会 自主規制企画部 03-3667-8470
E-Mail: jisyyukisei@wanjsda.or.jp

平成 25 年金商法改正に伴う社内規程モデル「法人関係情報管理規程」(別表) の見直しについて

I. 上場会社等（上場投資法人等を除く。）に係る重要情報

1. 決定事実

金商法第 166 条第 2 項第 1 号 金商法施行令第 28 条第 1 項		東証有価証券上場規程第 402 条（1）		社内規程モデル「法人関係情報管理規程」(別表)	
イ	会社法第百九十九条第一項に規定する株式会社の発行する株式若しくはその処分する自己株式を引き受ける者（協同組織金融機関が発行する優先出資を引き受ける者を含む。）の募集（処分する自己株式を引き受ける者の募集をする場合にあつては、これに相当する外国の法令の規定（当該上場会社等が外国会社である場合に限る。以下この条において同じ。）によるものを含む。）又は同法第二百三十八条第一項に規定する募集新株予約権を引き受ける者の募集	a	会社法第 199 条第 1 項に規定する株式会社の発行する株式若しくはその処分する自己株式を引き受ける者（協同組織金融機関が発行する優先出資を引き受ける者を含む。）の募集（処分する自己株式を引き受ける者の募集をする場合にあつては、これに相当する外国の法令の規定（上場外国会社である場合に限る。以下同じ。）によるものを含む。）若しくは同法第 238 条第 1 項に規定する募集新株予約権を引き受ける者の募集（処分する自己新株予約権を引き受ける者の募集を含む。）又は株式若しくは新株予約権の売出し	1	会社法第 199 条第 1 項に規定する株式会社の発行する株式若しくはその処分する自己株式を引き受ける者（協同組織金融機関が発行する優先出資を引き受ける者を含む。）の募集（処分する自己株式を引き受ける者の募集をする場合にあつては、これに相当する外国の法令の規定（当該上場会社等が外国会社である場合に限る。以下同じ。）によるものを含む。）若しくは同法第 238 条第 1 項に規定する募集新株予約権を引き受ける者の募集又は株式若しくは新株予約権の売出し （注） ここでいう「募集」とは、金融商品取引法における「募集」の定義とは異なり、金融商品取引法上の「私募」を含む。
		b	前 a に規定する募集若しくは売出しに係る発行登録（その取下げを含む。）又は当該発行登録に係る募集若しくは売出しのための需要状況の調査の開始	2	(1)に規定する募集若しくは売出しに係る発行登録（その取り下げを含む。）又は当該発行登録に係る募集若しくは売出しのための需要状況の調査の開始
ロ	資本金の額の減少	c	資本金の額の減少	3	資本金の額の減少
ハ	資本準備金又は利益準備金の額の減少	d	資本準備金又は利益準備金の額の減少	4	資本準備金又は利益準備金の額の減少
ニ	会社法第百五十六条第一項（同法第百六十三条及び第百六十五条第三項の規定により読み替	e	会社法第 156 条第 1 項（同法第 163 条及び第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用す	5	自己株式の取得

金商法第 166 条第 2 項第 1 号 金商法施行令第 28 条第 1 項		東証有価証券上場規程第 402 条（１）		社内規程モデル「法人関係情報管理規程」（別表）	
	えて適用する場合を含む。）の規定又はこれらに相当する外国の法令の規定（当該上場会社等が外国会社である場合に限る。以下この条において同じ。）による自己の株式の取得		る場合を含む。）の規定若しくはこれらに相当する外国の法令の規定又は優先出資法第 15 条の規定による自己株式の取得		
ホ	株式無償割当て又は新株予約権無償割当て	f	株式無償割当て又は新株予約権無償割当て	6	株式無償割当て又は新株予約権無償割当て
		f の 2	前 f に規定する新株予約権無償割当てに係る発行登録（その取下げを含む。）又は当該発行登録に係る新株予約権無償割当てのための需要状況若しくは権利行使の見込みの調査の開始		
ヘ	株式（優先出資法に規定する優先出資を含む。）の分割	g	株式の分割又は併合	7	株式（優先出資法に規定する優先出資を含む。）の分割又は併合
ト	剰余金の配当	h	剰余金の配当	8	剰余金の配当
チ	株式交換	i	株式交換	9	株式交換
リ	株式移転	j	株式移転	10	株式移転
ヌ	合併	k	合併	11	合併
ル	会社の分割	l	会社分割	12	会社の分割
ヲ	事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け	m	事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け	13	事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け
ワ	解散（合併による解散を除く。）	n	解散（合併による解散を除く。）	14	解散（合併による解散を除く。）
カ	新製品又は新技術の企業化	o	新製品又は新技術の企業化	15	新製品又は新技術の企業化
ヨ	業務上の提携その他のイからカまでに掲げる事項に準ずる事項として政令で定める事項	p	業務上の提携又は業務上の提携の解消	16	業務上の提携又は解消
1	業務上の提携又は業務上の提携の解消				
2	子会社（法第百六十六条第五項に規定する子会	q	子会社等（法第 166 条第 5 項に規定する子会社	17	子会社の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取

金商法第 166 条第 2 項第 1 号 金商法施行令第 28 条第 1 項		東証有価証券上場規程第 402 条（1）		社内規程モデル「法人関係情報管理規程」（別表）	
	社をいう。以下第三十条までにおいて同じ。）の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得		をいい、上場外国会社（当取引所が必要と認める者に限る。）にあっては、その子会社、関連会社その他の当取引所が必要と認める者をいう。以下同じ。）の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得その他の子会社等の異動を伴う事項		得その他子会社等の異動を伴う事項
3	固定資産（法人税法第二条第二十二号に掲げる固定資産をいう。第二十九条第三号において同じ。）の譲渡又は取得	r	固定資産（法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）第 2 条第 22 号に掲げる固定資産をいう。以下同じ。）の譲渡又は取得	18	固定資産の譲渡又は取得
		s	リースによる固定資産の賃貸借		【落とした理由】株価への影響が直接的にどれだけあるか良く分からない部分がある。また、会計処理などにより収益等に影響が出る場合には、「決算数値の変動」に関する情報として捉えればいいのではないかと。
4	事業の全部又は一部の休止又は廃止	t	事業の全部又は一部の休止又は廃止	19	事業の全部又は一部の休廃止
5	金融商品取引所に対する株券（優先出資証券を含む。次号及び第七号において同じ。）の上場の廃止に係る申請	u	国内の金融商品取引所又は外国金融商品取引所等に対する株券等の上場の廃止又は登録の取消しに係る申請	20	上場廃止の申請
6	認可金融商品取引業協会に対する株券の登録の取消しに係る申請				
7	認可金融商品取引業協会に対する取扱有価証券である株券の取扱有価証券としての指定（認可金融商品取引業協会がその規則により有価証券を取扱有価証券とすることをいう。以下この章 次条第十二号、第三十条第一項第二号 及び第四十三条の三第四項において同じ。）の取消しに係る申請				

金商法第 166 条第 2 項第 1 号 金商法施行令第 28 条第 1 項		東証有価証券上場規程第 402 条（１）		社内規程モデル「法人関係情報管理規程」（別表）	
8	破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立て	v	破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立て	21	破産手続開始、再生手続開始又は更正手続開始の申立て
9	新たな事業の開始（新商品の販売又は新たな役務の提供の企業化を含む。第二十九条第六号において同じ。）	w	新たな事業の開始（新商品の販売又は新たな役務の提供の企業化を含む。以下同じ。）	22	新事業の開始（新商品の販売又は新たな役務の提供の企業化を含む。（以下同じ。））
		x	法第 27 条の 2 第 1 項に規定する株券等の同項に規定する公開買付け（同項本文の規定の適用を受ける場合に限る。）又は法第 24 条の 6 第 1 項に規定する上場株券等の法第 27 条の 22 の 2 第 1 項に規定する公開買付け		【落とした理由】 上場会社等が行う TOB を「決定事実」に分類した場合、TOB を実施する側が上場会社等である場合は「法人関係情報」になるが、TOB を実施する側が上場会社等でない場合は（取引所規則に拠る開示義務もなく）「法人関係情報」とならないという問題が発生します。 金商法第 167 条によって規定されている TOB も本「別表」で限定列挙するのであれば、第 166 条で規定される「決定事実」「発生事実」等の中に混在させるのではなく、「決定事実」「発生事実」等と並列で「TOB または TOB に準ずる買い集め行為」としていただく必要があるものと思料致します。こうすることによって、売買管理業務の対象となる発行会社は、TOB を実施する上場会社等ではなく、TOB を実施される上場会社等であることが明確となります。上場会社等が行う TOB について、TOB 対象会社を「法人関係情報」と認識することは当然必須ですが、TOB を実施する側（上場会社等）の投資判断に必ずしも影響を与えるものではありません。当社では、想定している TOB の規模を個別に検討し、「子会社の異動」「（資本提携を伴う）業務提携」に該当するかどうかで整理し、明らかに軽微基準に該当するものは「法人関係情報」とは認識しておりま

金商法第 166 条第 2 項第 1 号 金商法施行令第 28 条第 1 項		東証有価証券上場規程第 402 条（1）		社内規程モデル「法人関係情報管理規程」（別表）	
					せん（世の中で行われている TOB は、TOB を実施する側にとっては、軽微基準に該当するものが大半であるという認識です）。「子会社に関する決定事実」（子会社が行う公開買付）に関しても同様です。
10	法第百六十六条第六項第四号又は第百六十七条第五項第五号に規定する要請	y	当該上場会社が発行者である法第 27 条の 2 第 1 項に規定する株券等に係る前 x 前段に規定する公開買付け若しくは当該株券等に係る施行令第 31 条に規定する買集め行為（以下この y において「公開買付け等」という。）に対抗するための買付けその他の有償の譲受けの要請又は公開買付け等に関する意見の公表若しくは株主に対する表示	23	防戦買いの要請
		z	上場会社又はその子会社等の役員又は従業員に対する新株予約権の発行その他のストック・オプションと認められるものの付与又は株式の発行		【落とした理由】 これだけ引き出すことはなく、（1）の新株等の発行で対応できるのではないか。
		aa	代表取締役又は代表執行役（協同組織金融機関を代表すべき役員を含む。）の異動		【落とした理由】 ほとんどの代表取締役は、いわゆる「サラリーマン社長」でその異動があっても会社の大勢に影響を与えないような場合が多いと思います（特に大会社、上場年数が長い会社等）。ただ、一方で新興会社などでオーナー社長の権限が強いような場合には、会社への影響が出る場合もありますが、一律の基準に適するものではなく、最後の包括条項で読み込めばいいのではないかと考えます。
		ab	人員削減等の合理化		【落とした理由】 人員削減等の合理化そのものは、そのレベル感を判断する

金商法第 166 条第 2 項第 1 号 金商法施行令第 28 条第 1 項		東証有価証券上場規程第 402 条（１）		社内規程モデル「法人関係情報管理規程」（別表）	
					のが難しく、かつ、その前に決算修正の決定事実があるものと思われ、これを独立項目とする必要はない。
		ac	商号又は名称の変更		【落とした理由】 いわゆる社名変更が、投資者の投資判断に著しく影響を及ぼすものとは思えない。
		ad	単元株式数の変更又は単元株式数の定め の廃止若しくは新設		【落とした理由】 投資家への連絡にすぎず、株価に影響を与えるとは思えないと考えます。
		ae	事業年度の末日の変更		【落とした理由】 投資者の投資判断に著しく影響を与えるようなものではない。
11	預金保険法第七十四条第五項の規定による申出	af	預金保険法（昭和 46 年法律第 34 号）第 74 条 第 5 項の規定による申出	24	預金保険法第 74 条第 5 項の規定による申出
		ag	特定債務等の調整の促進のための特定調停に 関する法律（平成 11 年法律第 158 号）に基づ く特定調停手続による調停の申立て	25	特定債務等の調整の促進のための特定調停に 関する法律（平成 11 年法律第 158 号）に基づ く特定調停手続による調停の申立て
		ah	上場債券、上場転換社債型新株予約権付社債券 若しくは上場交換社債券に係る全部若しくは一 部の繰上償還又は社債権者集会の招集その他 上場債券、上場転換社債型新株予約権付社債券 若しくは上場交換社債券に関する権利に係る 重要な事項	26	上場債券、上場転換社債型新株予約権付社債券 若しくは上場交換社債券に係る全部若しくは一 部の繰上償還又は社債権者集会の召集その他 上場債券、上場転換社債型新株予約権付社債券 若しくは上場交換社債券に関する権利に係る 重要な事項
		ai	普通出資の総口数の増加を伴う事項	27	普通出資の総口数の増加に伴う事項
		aj	有価証券報告書又は四半期報告書に記載され る財務諸表等又は四半期財務諸表等の監査証 明等を行う公認会計士等の異動		【落とした理由】 これだけで法人関係情報とするのは難しいのではないかと考えます。会計士側の問題であれば、会社の株価に影響

金商法第 166 条第 2 項第 1 号 金商法施行令第 28 条第 1 項		東証有価証券上場規程第 402 条（１）		社内規程モデル「法人関係情報管理規程」（別表）	
					を与えることも少ないと考えられます。一方で、会社の問題であればそれは種々の領域に渡る可能性があります（例えば、単に会計方針の相違の場合や虚偽記載等の可能性の場合）、それらを「会計士等の異動」ということだけで括るのは、どうも違和感があります。会社の問題で、それが投資判断に影響を与えるような内容であれば別の項目若しくは包括規定で読み込むことでいいのではないのでしょうか。
		ak	財務諸表等又は四半期財務諸表等に継続企業の前提に関する事項を注記すること。	28	財務諸表等又は四半期財務諸表等に継続企業の前提に関する事項を注記すること
		al	株式事務を当取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこと		【落とした理由】 これだけで法人関係情報とするのではなく、(19)の「上場廃止の申請」の部分に「上場廃止の申請若しくはそれに関連する事項の決定」等にして纏めてもいい（若しくはその中の例示等で対応）のではないかと思います。
		am	内部統制に開示すべき重要な不備がある旨又は内部統制の評価結果を表明できない旨を記載する内部統制報告書の提出		
		an	定款の変更		【落とした理由】 悩ましいのですが、これだけで法人関係情報とするのではなく、例えば「株主の権利関係に影響を与えるような定款の変更」としても良い（若しくは例示等で対応）のではないかと思います。 【落とした理由】 株主総会の承認事項なので、公開情報となった時点で考えればよい。

金商法第 166 条第 2 項第 1 号 金商法施行令第 28 条第 1 項		東証有価証券上場規程第 402 条（１）		社内規程モデル「法人関係情報管理規程」（別表）	
		ao	上場無議決権株式、上場議決権付株式（複数の種類の議決権付株式を発行している会社が発行するものに限る。）又は上場優先株等（子会社連動配当株を除く。）に係る株式の内容その他のスキームの変更		
		ap	a から前 a o までに掲げる事項のほか、当該上場会社の運営、業務若しくは財産又は当該上場株券等に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの		

2. 発生事実

金商法第 166 条第 2 項第 2 号 金商法施行令第 28 条の 2 第 1 項		東証有価証券上場規程第 402 条（２）		法人関係情報社内規程（別表）	
イ	災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害	a	災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害	1	災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害
ロ	主要株主の異動	b	主要株主（法第 163 条第 1 項に規定する主要株主をいう。以下同じ。）又は筆頭株主（主要株主のうち所有株式数（他人（仮設人を含む。）名義のものを含み、同項に規定する株式の所有の態様その他の事情を勘案して有価証券の取引等の規制に関する内閣府令（平成 19 年内閣府令第 59 号。以下「取引規制府令」という。）で定めるものを除く。）の最も多い株主（優先出資法に規定する優先出資者を含む。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の異動	2	主要株主の異動
ハ	特定有価証券又は特定有価証券に係るオプション	c	特定有価証券（法第 163 条第 1 項に規定する特	3	特定有価証券又は特定有価証券に係るオプション

金商法第 166 条第 2 項第 2 号 金商法施行令第 28 条の 2 第 1 項		東証有価証券上場規程第 402 条（2）		法人関係情報社内規程（別表）	
	ョンの上場の廃止又は登録の取消しの原因となる事実		定有価証券をいう。以下この c において同じ。）又は特定有価証券に係るオプションの上場の廃止の原因となる事実		ンの上場の廃止の原因となる事実
二	イからハまでに掲げる事実為準ずる事実として政令で定める事実	d	財産権上の請求に係る訴えが提起されたこと又は当該訴えについて判決があったこと若しくは当該訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと。	4	財産権上の請求に係る訴え、当該訴訟の完結
1	財産権上の請求に係る訴えが提起されたこと又は当該訴えについて判決があったこと若しくは当該訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと。				
2	事業の差止めその他これに準ずる処分を求める仮処分命令の申立てがなされたこと又は当該申立てについて裁判があったこと若しくは当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと。	e	事業の差止めその他これに準ずる処分を求める仮処分命令の申立てがなされたこと又は当該申立てについて裁判があったこと若しくは当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと。	5	仮処分の申立、当該仮処分の決定等
3	免許の取消し、事業の停止その他これらに準ずる行政庁による法令に基づく処分	f	免許の取消し、事業の停止その他これらに準ずる行政庁による法令に基づく処分又は行政庁による法令違反に係る告発	6	事業の停止等行政庁による法令に基づく処分又は行政庁による法令違反に係る告発
4	親会社（法第百六十六条第五項に規定する親会社をいう。第七号において同じ。）の異動	g	支配株主又は財務諸表等規則第 8 条第 17 項第 4 号に規定するその他の関係会社の異動	7	親会社の異動
5	債権者その他の当該上場会社等以外の者による破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は企業担保権の実行の申立て 又は通告（第七号及び第八号並びに第二十九条の二第四号、第六号及び第七号において、 （以下「破産手続開始の申立て等」という。）	h	債権者その他の当該上場会社以外の者による破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は企業担保権の実行の申立て 又は通告 （以下「破産手続開始の申立て等」という。）	8	債権者その他の当該上場会社以外の者による破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は企業担保権の実行の申立て 又は通告 （以下「破産手続開始の申立て等」という。）
6	手形若しくは小切手の不渡り（支払資金の不足	i	手形若しくは小切手の不渡り（支払資金の不足	9	手形若しくは小切手の不渡り又は手形交換所に

金商法第 166 条第 2 項第 2 号 金商法施行令第 28 条の 2 第 1 項		東証有価証券上場規程第 402 条（2）		法人関係情報社内規程（別表）	
	を事由とするものに限る。）又は手形交換所による取引停止処分 （第八号並びに第二十九条の二第五号及び第七号において） （以下「不渡り等」という。）		を事由とするものに限る。）又は手形交換所による取引停止処分（以下「不渡り等」という。）		よる取引停止処分
7	親会社に係る破産手続開始の申立て等	j	親会社等に係る破産手続開始の申立て等	10	親会社に係る破産手続開始の申立て等
8	債務者又は保証債務に係る主たる債務者について不渡り等、破産手続開始の申立て等その他これらに準ずる事実が生じたことにより、当該債務者に対する売掛金、貸付金その他の債権又は当該保証債務を履行した場合における当該主たる債務者に対する求償権について債務の不履行のおそれが生じたこと。	k	債務者又は保証債務に係る主たる債務者について不渡り等、破産手続開始の申立て等その他これらに準ずる事実が生じたことにより、当該債務者に対する売掛金、貸付金その他の債権又は当該保証債務を履行した場合における当該主たる債務者に対する求償権について債務の不履行のおそれが生じたこと。	11	債務者又は保証債務に係る主たる債務者について不渡り等、破産手続開始の申立て等その他これらに準ずる事実が生じたことにより、当該債務者に対する売掛金、貸付金その他の債権又は当該保証債務を履行した場合における当該主たる債務者に対する求償権について債務の不履行のおそれが生じたこと
9	主要取引先（前事業年度における売上高又は仕入高が売上高の総額又は仕入高の総額の百分の十以上である取引先をいう。第二十九条の二第八号において同じ。）との取引の停止	l	主要取引先（前事業年度における売上高又は仕入高が売上高の総額又は仕入高の総額の 100 分の 10 以上である取引先をいう。以下同じ。）との取引の停止又は同一事由による若しくは同一時期における複数の取引先との取引の停止	12	主要取引先（前事業年度における売上高又は仕入高が売上高の総額又は仕入高の総額の 100 分の 10 以上である取引先をいう。以下同じ。）との取引停止又は同一事由による若しくは同一時期における複数の取引先との取引の停止
10	債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受け若しくは弁済	m	債権者による債務の免除若しくは返済期限の延長（債務の免除に準ずると当取引所が認めるものに限る。）又は第三者による債務の引受け若しくは弁済	13	債務の免除又は第三者による債務の引受け若しくは弁済
11	資源の発見	n	資源の発見	14	資源の発見
		o	株主（優先出資法に規定する普通出資者を含む。次の p において同じ。）による株式若しくは新株予約権の発行又は自己株式の処分の差	15	株主（優先出資法に規定する普通出資者を含む。）による株式若しくは新株予約権の発行又は自己株式の処分の差止めの請求

金商法第 166 条第 2 項第 2 号 金商法施行令第 28 条の 2 第 1 項		東証有価証券上場規程第 402 条（2）		法人関係情報社内規程（別表）	
			止めの請求		
		p	株主による株主総会（普通出資者総会又は優先出資者総会を含む。）の招集の請求		【落とした理由】 悩ましいのですが、請求はある程度の株主であれば行うことが出来、また各種状況が考えられるので、これだけで法人関係情報とする必要もないかと思います。
		q	保有有価証券（当該上場会社の子会社等の株式以外の国内の金融商品取引所に上場している有価証券に限る。）の全部又は一部について、事業年度又は四半期会計期間の末日における時価額（当該日の金融商品取引所における最終価格（当該最終価格がないときは、その日前における直近の金融商品取引所における最終価格）により算出した価額）が帳簿価額を下回ったこと（当該上場会社が有価証券の評価方法として原価法を採用している場合に限る。）。		【落とした理由】 時価を下回することは昨今の状況では割と頻繁にあると考えられ、それだけで法人関係情報とするのはどうかと思います。会社決算に影響があるような場合にのみ対象とすればよく、それは決算数値の修正でカバーできるのではないのでしょうか。
		r	社債に係る期限の利益の喪失	16	社債に係る期限の利益の喪失
		s	上場債券、上場転換社債型新株予約権付社債券又は上場交換社債券に係る社債権者集会の招集その他上場債券、上場転換社債型新株予約権付社債券又は上場交換社債券に関する権利に係る重要な事実		
12	特定有価証券又は特定有価証券に係るオプションの取扱有価証券としての指定の取消しの原因となる事実			17	特定有価証券又は特定有価証券に係るオプションの取扱有価証券としての指定の取消しの原因となる事実
		t	有価証券報告書又は四半期報告書に記載される財務諸表等又は四半期財務諸表等の監査証		【落とした理由】 これだけで法人関係情報とするのは難しいのではないか

金商法第 166 条第 2 項第 2 号 金商法施行令第 28 条の 2 第 1 項		東証有価証券上場規程第 402 条（2）		法人関係情報社内規程（別表）	
			明等を行う公認会計士等の異動（業務執行を決定する機関が、当該公認会計士等の異動を行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）において、前号の規定に基づきその内容を開示した場合を除く。）		と考えます。会計士側の問題であれば、会社の株価に影響を与えることも少ないと考えられます。一方で、会社の問題であればそれは種々の領域に渡る可能性があり（例えば、単に会計方針の相違の場合や虚偽記載等の可能性の場合）、それらを「会計士等の異動」ということだけで括るのは、どうも違和感があります。会社の問題で、それが投資判断に影響を与えるような内容であれば別の項目若しくは包括規定で読み込むことでいいのではないのでしょうか。
		u	2 人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第 3 条第 1 項の監査報告書又は四半期レビュー報告書（公認会計士又は監査法人に相当する者による監査証明に相当する証明に係る監査報告書又は四半期レビュー報告書を含む。）を添付した有価証券報告書又は四半期報告書を、内閣総理大臣等に対して、法第 24 条第 1 項又は法第 24 条の 4 の 7 第 1 項に定める期間内に提出できる見込みのないこと及び当該期間内に提出しなかったこと（当該期間内に提出できる見込みのない旨の開示を行った場合を除く。）、これらの開示を行った後提出したこと並びに当該期間の延長に係る内閣総理大臣等の承認を受けたこと。	18	2 人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第 3 条第 1 項の監査報告書又は四半期レビュー報告書（公認会計士又は監査法人に相当する者による監査証明に相当する証明に係る監査報告書又は四半期レビュー報告書を含む。）を添付した有価証券報告書又は四半期報告書を、内閣総理大臣等に対して、法第 24 条第 1 項又は法第 24 条の 4 の 7 第 1 項に定める期間内に提出できる見込みのないこと及び当該期間内に提出しなかったこと並びにこれらの開示を行った後提出したこと
		v	財務諸表等に添付される監査報告書又は四半期財務諸表等に添付される四半期レビュー報告書について、継続企業の前提に関する事項を	19	財務諸表等に添付される監査報告書又は四半期財務諸表等に添付される四半期レビュー報告書について、継続企業の前提に関する事項を除外事

金商法第 166 条第 2 項第 2 号 金商法施行令第 28 条の 2 第 1 項		東証有価証券上場規程第 402 条（2）		法人関係情報社内規程（別表）	
			除外事項として公認会計士等の「除外事項を付した限定付適正意見」若しくは「除外事項を付した限定付結論」又は公認会計士等の「不適正意見」若しくは「否定的結論」若しくは「意見の表明をしない」若しくは「結論の表明をしない」旨（特定事業会社にあつては、継続企業の前提に関する事項を除外事項として公認会計士等の「除外事項を付した限定付意見」、「中間財務諸表等が有用な情報を表示していない意見」及び「意見の表明をしない」旨を含む。）が記載されることとなったこと。		項として公認会計士等の「除外事項を付した限定付適正意見」若しくは「除外事項を付した限定付結論」又は公認会計士等の「不適正意見」若しくは「否定的結論」若しくは「意見の表明をしない」若しくは「結論の表明をしない」旨（特定事業会社にあつては、継続企業の前提に関する事項を除外事項として公認会計士等の「除外事項を付した限定付意見」、「中間財務諸表等が有用な情報を表示していない意見」及び「意見の表明をしない」旨を含む。）が記載されることとなったこと
		v の 2	内部統制報告書に対する内部統制監査報告書について、「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨が記載されることとなったこと。	20	内部統制報告書に添付される内部統制監査報告書について、「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨が記載されることとなったこと
		w	株式事務代行委託契約の解除の通知の受領その他株式事務を当取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなるおそれが生じたこと又は株式事務を当取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなったこと。		【落とした理由】 これだけで法人関係情報とするのではなく、(19) の「上場廃止の申請」の部分に「上場廃止の申請若しくはそれに関連する事項の決定」等にして纏めてもいい（若しくはその中の例示等で対応）のではないかと思います。
		x	a から前 w までは掲げる事実のほか、当該上場会社の運営、業務若しくは財産又は当該上場株券等に関する重要な事実であつて投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの		

3. 決算情報

金商法第 166 条第 2 項第 3 号		東証有価証券上場規程第 405 条		法人関係情報社内規程（別表）	
	当該上場会社等の売上高、経常利益若しくは純利益（以下この条において「売上高等」という。）若しくは第一号トに規定する配当又は当該上場会社等の属する企業集団の売上高等について、公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前事業年度の実績値）に比較して当該上場会社等が新たに算出した予想値又は当事業年度の決算において差異（投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして内閣府令で定める基準に該当するものに限る。）が生じたこと。	1	上場会社は、当該上場会社の属する企業集団の売上高、営業利益、経常利益又は純利益（上場会社が I F R S 任意適用会社である場合は、売上高、営業利益、税引前利益、当期利益又は親会社の所有者に帰属する当期利益）について、公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前連結会計年度の実績値）に比較して当該上場会社が新たに算出した予想値又は当連結会計年度の決算において差異（投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして施行規則で定める基準に該当するものに限る。）が生じた場合は、直ちにその内容を開示しなければならない。	1	当該上場会社等の売上高、経常利益若しくは純利益又は配当、その他の業績又は業績予想値の大幅な変更・修正
		3	上場会社は、法第 166 条第 2 項第 3 号に掲げる事実が生じた場合（前 2 項に規定する場合を除く。）又は同条第 2 項第 7 号に掲げる事実が生じた場合は、直ちにその内容を開示しなければならない。	2	当該上場会社等が属する企業集団の売上高、経常利益若しくは純利益、その他の業績又は業績予想値の大幅な変更・修正

4. その他前各項に掲げる事項のほか、当該上場会社の運営、業務若しくは財産又は当該上場株券等に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

（金商法第 166 条第 2 項第 4 号）

Ⅱ. 上場会社等（上場投資法人等を除く。）の子会社に係る重要情報

1. 決定事実

金商法第 166 条第 2 項第 5 号 金商法施行令第 29 条第 1 項		東証有価証券上場規程第 403 条（１）		法人関係情報社内規程（別表）	
イ	株式交換	a	株式交換	1	株式交換
ロ	株式移転	b	株式移転	2	株式移転
ハ	合併	c	合併	3	合併
ニ	会社の分割	d	会社の分割	4	会社の分割
ホ	事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け	e	事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け	5	事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け
ヘ	解散（合併による解散を除く。）	f	解散（合併による解散を除く。）	6	解散（合併による解散を除く。）
ト	新製品又は新技術の企業化	g	新製品又は新技術の企業化	7	新製品又は新技術の企業化
チ	業務上の提携その他のイからトまでに掲げる事項に準ずる事項として政令で定める事項	h	業務上の提携又は業務上の提携の解消	8	業務上の提携又は解消
1	業務上の提携又は業務上の提携の解消				
2	孫会社（子会社が支配する会社として内閣府令で定めるものをいう。次条第六号において同じ。）の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得	i	孫会社（施行令第 29 条第 2 号に規定する孫会社をいい、上場外国会社（当取引所が必要と認める者に限る。）にあっては、その子会社等の子会社等をいう。以下同じ。）の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得その他の孫会社の異動を伴う事項	9	孫会社（取引規制府令第 54 条に規定する孫会社をいう。以下同じ。）の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得
3	固定資産の譲渡又は取得	j	固定資産の譲渡又は取得	10	固定資産の譲渡又は取得
		k	リースによる固定資産の賃貸借		【落とした理由】 株価への影響が直接的にどれだけあるか良く分からない部分がある。また、会計処理などにより収益等に影響が出る場合には、「決算数値の変動」に関する情報として捉えればいいのではないかと。
4	事業の全部又は一部の休止又は廃止	l	事業の全部又は一部の休止又は廃止	11	事業の全部又は一部の休廃止
5	破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開	m	破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開	12	破産手続開始等の申立て

金商法第 166 条第 2 項第 5 号 金商法施行令第 29 条第 1 項		東証有価証券上場規程第 403 条（1）		法人関係情報社内規程（別表）	
	始の申立て		始の申立て		
6	新たな事業の開始	n	新たな事業の開始	13	新事業の開始
		o	法第 27 条の 2 第 1 項に規定する株券等の同項に規定する公開買付け（同項本文の規定の適用を受ける場合に限る。）又は法第 24 条の 6 第 1 項に規定する上場株券等の法第 27 条の 22 の 2 第 1 項に規定する公開買付け		【落とした理由】 上場会社等が行う TOB について、TOB 対象会社を「法人関係情報」と認識することは当然必須ですが、TOB を実施する側（上場会社等）の投資判断に必ずしも影響を与えるものではありません。当社では、想定している TOB の規模を個別に検討し、「子会社の異動」「（資本提携を伴う）業務提携」に該当するかどうかで整理し、明らかに軽微基準に該当するものは「法人関係情報」とは認識しておりません（世の中で行われている TOB は、TOB を実施する側にとっては、軽微基準に該当するものが大半であるという認識です）。「子会社に関する決定事実」（子会社が行う公開買付）に関しても同様です。
		p	商号又は名称の変更		【落とした理由】 投資家への連絡にすぎず、株価に影響を与えるとは思えないと考えます。
7	預金保険法第七十四条第五項の規定による申出	q	預金保険法第 74 条第 5 項の規定による申出	14	預金保険法第 74 条第 5 項の規定による申出
8	剰余金の配当（法第百六十三条第一項に規定する上場会社等が発行する株式であつて、その剰余金の配当が特定の子会社の剰余金の配当に基づき決定される旨が当該上場会社等の定款で定められた株式についての当該特定の子会社に係るものに限る。）			15	剰余金の配当（子会社連動株式を発行する場合における配当を連動させることとした連動子会社に係るものに限る。）
		r	特定債務等の調整の促進のための特定調停に	16	特定債務等の調整の促進のための特定調停に関

金商法第 166 条第 2 項第 5 号 金商法施行令第 29 条第 1 項		東証有価証券上場規程第 403 条（１）		法人関係情報社内規程（別表）	
			関する法律に基づく特定調停手続による調停の申立て		する法律に基づく特定調停手続による調停の申立て
		s	a から前 r までの掲げる事項のほか、当該上場会社の子会社等の運営、業務又は財産に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの		

2. 発生事実

金商法第 166 条第 2 項第 6 号 金商法施行令第 29 条の 2 第 1 項		東証有価証券上場規程第 403 条（２）		法人関係情報社内規程（別表）	
イ	災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害	a	災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害	1	災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害
ロ	イに掲げる事実為準ずる事実として政令で定める事実	b	財産権上の請求に係る訴えが提起されたこと又は当該訴えについて判決があったこと若しくは当該訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと。	2	財産権上の請求に係る訴え、当該訴訟の完結
1	財産権上の請求に係る訴えが提起されたこと又は当該訴えについて判決があったこと若しくは当該訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと。				
2	事業の差止めその他これに準ずる処分を求める仮処分命令の申立てがなされたこと又は当該申立てについて裁判があったこと若しくは当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと。	c	事業の差止めその他これに準ずる処分を求める仮処分命令の申立てがなされたこと又は当該申立てについて裁判があったこと若しくは当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと。	3	仮処分の申立て、当該仮処分の決定等
3	免許の取消し、事業の停止その他これらに準ずる行政庁による法令に基づく処分	d	免許の取消し、事業の停止その他これらに準ずる行政庁による法令に基づく処分又は行政庁による法令違反に係る告発	4	事業の停止等行政庁による法令に基づく処分又は行政庁による法令違反に係る告発

金商法第 166 条第 2 項第 6 号 金商法施行令第 29 条の 2 第 1 項		東証有価証券上場規程第 403 条（2）		法人関係情報社内規程（別表）	
4	債権者その他の当該子会社以外の者による破産手続開始の申立て等	e	債権者その他の当該子会社等以外の者による破産手続開始の申立て等	5	債権者その他の当該子会社以外の者による破産手続開始の申立て等
5	不渡り等	f	不渡り等	6	手形若しくは小切手の不渡り又は手形交換所による取引停止処分
6	孫会社に係る破産手続開始の申立て等	g	孫会社に係る破産手続開始の申立て等	7	孫会社に係る破産の申立て等
7	債務者又は保証債務に係る主たる債務者について不渡り等、破産手続開始の申立て等その他これらに準ずる事実が生じたことにより、当該債務者に対する売掛金、貸付金その他の債権又は当該保証債務を履行した場合における当該主たる債務者に対する求償権について債務の不履行のおそれが生じたこと。	h	債務者又は保証債務に係る主たる債務者について不渡り等、破産手続開始の申立て等その他これらに準ずる事実が生じたことにより、当該債務者に対する売掛金、貸付金その他の債権又は当該保証債務を履行した場合における当該主たる債務者に対する求償権について債務の不履行のおそれが生じたこと。	8	債務者又は保証債務に係る主たる債務者について不渡り等、破産手続開始の申立て等その他これらに準ずる事実が生じたことにより、当該債務者に対する売掛金、貸付金その他の債権又は当該保証債務を履行した場合における当該主たる債務者に対する求償権について債務の不履行のおそれが生じたこと
8	主要取引先との取引の停止	i	主要取引先との取引の停止又は同一事由による若しくは同一時期における複数の取引先との取引の停止	9	主要取引先との取引停止又は同一事由による若しくは同一時期における複数の取引先との取引の停止
9	債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受け若しくは弁済	j	債権者による債務の免除若しくは返済期限の延長（債務の免除に準ずると当取引所が認めるものに限る。）又は第三者による債務の引受け若しくは弁済	10	債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済
10	資源の発見	k	資源の発見	11	資源の発見
		l	a から前 k までに掲げる事実のほか、当該子会社等の運営、業務又は財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの		

3. 決算情報（当該子会社が上場会社等及び連動子会社に該当する場合に限る。）

売上高、経常利益又は純利益、その他の業績又は業績予想値の大幅な変更・修正

（金商法第 166 条第 2 項第 7 号）

4. その他前各項に掲げる事項のほか、当該上場会社の子会社等の運営、業務又は財産に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

Ⅲ. 公開買付けに関する情報

（1）金商法第 27 条の 2 第 1 項に規定する公開買い付け、これに準ずる株券等の買集め及び同法第 27 条の 22 の 2 第 1 項に規定する公開買付けの実施又は中止の決定

（東証有価証券上場規程は、決定事実、発生事実に記載されているが、法人関係情報規程では独立して記載。）

Ⅳ. 上場投資法人等に係る重要情報

1. 決定事実

金商法第 166 条第 2 項第 9 号 金商法施行令第 29 条の 2 の 2 第 1 項		東証有価証券上場規程		法人関係情報社内規程（別表）	
イ	資産の運用に係る委託契約の締結又はその解約		【未定】		【追加を検討】
ロ	投資信託及び投資法人に関する法律第八十二条第一項に規定する投資法人の発行する投資口を引き受ける者の募集		【未定】		【追加を検討】
ハ	投資口の分割		【未定】		【追加を検討】
ニ	金銭の分配		【未定】		【追加を検討】
ホ	合併		【未定】		【追加を検討】
ヘ	解散（合併による解散を除く。）		【未定】		【追加を検討】
ト	イからへまでに掲げる事項に準ずる事項として政令で定める事項		【未定】		【追加を検討】
1	投資信託及び投資法人に関する法律第百四十二条第一項の規定により行う同法第六十七条				

金商法第 166 条第 2 項第 9 号 金商法施行令第 29 条の 2 の 2 第 1 項		東証有価証券上場規程		法人関係情報社内規程（別表）	
	第四項に規定する最低純資産額の減少				
2	金融商品取引所に対する投資証券（投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資証券をいう。以下この条において同じ。）の上場の廃止に係る申請		【未定】		【追加を検討】
3	認可金融商品取引業協会に対する投資証券の登録の取消しに係る申請		【未定】		【追加は不要か】
4	認可金融商品取引業協会に対する取扱有価証券である投資証券の取扱有価証券としての指定の取消しに係る申請		【未定】		【追加は不要か】
5	破産手続開始又は再生手続開始の申立て		【未定】		【追加を検討】
6	法第百六十六条第六項第四号又は第百六十七条第五項第五号に規定する要請		【未定】		【追加を検討】 (防戦買いの要請)

2. 発生事実

金商法第 166 条第 2 項第 10 号 金商法施行令第 29 条の 2 の 3 第 1 項		東証有価証券上場規程		法人関係情報社内規程（別表）	
イ	災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害		【未定】		【追加を検討】
ロ	特定有価証券又は特定有価証券に係るオプションの上場の廃止又は登録の取消しの原因となる事実		【未定】		【追加を検討】
ハ	イ又はロに掲げる事実に基づき事実として政令で定める事実		【未定】		【追加を検討】
1	財産権上の請求に係る訴えが提起されたこと又は当該訴えについて判決があつたこと若し				

金商法第 166 条第 2 項第 10 号 金商法施行令第 29 条の 2 の 3 第 1 項		東証有価証券上場規程		法人関係情報社内規程（別表）	
	くは当該訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと。				
2	資産の運用の差止めその他これに準ずる処分を求める仮処分命令の申立てがなされたこと又は当該申立てについて裁判があつたこと若しくは当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと。		【未定】		【追加を検討】
3	投資信託及び投資法人に関する法律第二百十六条第一項の規定による同法第百八十七条の登録の取消しその他これに準ずる行政庁による法令に基づく処分		【未定】		【追加を検討】
4	債権者その他の当該上場会社等（法第百六十三条第一項に規定する上場投資法人等に限る。以下この条、次条及び第二十九条の二の五において同じ。）以外の者による破産手続開始又は再生手続開始の申立て		【未定】		【追加を検討】
5	不渡り等		【未定】		【追加を検討】
6	債務者又は保証債務に係る主たる債務者について不渡り等、破産手続開始の申立て等その他これらに準ずる事実が生じたことにより、当該債務者に対する売掛金、貸付金その他の債権又は当該保証債務を履行した場合における当該主たる債務者に対する求償権について債務の不履行のおそれが生じたこと。		【未定】		【追加を検討】

金商法第 166 条第 2 項第 10 号 金商法施行令第 29 条の 2 の 3 第 1 項		東証有価証券上場規程		法人関係情報社内規程（別表）	
7	主要取引先（前営業期間における営業収益又は営業費用が営業収益の総額又は営業費用の総額の百分の十以上である取引先（営業期間が六月以下であるものとして内閣府令で定める上場会社等にあつては、内閣府令で定める取引先）をいう。）との取引の停止		【未定】		【追加を検討】
8	債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受け若しくは弁済		【未定】		【追加を検討】
9	資源の発見		【未定】		【追加を検討】
10	特定有価証券又は特定有価証券に係るオプションの取扱有価証券としての指定の取消しの原因となる事実		【未定】		【追加を検討】

3. 決算情報

金商法第 166 条第 2 項第 11 号		東証有価証券上場規程		法人関係情報社内規程（別表）	
	当該上場会社等の営業収益、経常利益若しくは純利益（第四項第二号において「営業収益等」という。）又は第九号ニに規定する分配について、公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前営業期間（投資信託及び投資法人に関する法律第百二十九条第二項に規定する営業期間をいう。以下この号において同じ。）の実績値）に比較して当該上場会社等が新たに算出した予想値又は当営業期間の決算において差異（投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして内閣府令で定め		【未定】		【追加を検討】

金商法第 166 条第 2 項第 11 号		東証有価証券上場規程		法人関係情報社内規程（別表）	
	る基準に該当するものに限る。)が生じたこと。				

IV. 上場投資法人等の資産運用会社に係る重要情報

1. 決定事実

金商法第 166 条第 2 項第 12 号 金商法施行令第 29 条の 2 の 4 第 1 項		東証有価証券上場規程		法人関係情報社内規程（別表）	
イ	当該上場会社等から委託を受けて行う資産の運用であつて、当該上場会社等による特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第一項に規定する特定資産をいう。第五項第二号において同じ。）の取得若しくは譲渡又は貸借が行われることとなるもの		【未定】		【追加を検討】
ロ	当該上場会社等と締結した資産の運用に係る委託契約の解約		【未定】		【追加を検討】
ハ	株式交換		【未定】		【追加を検討】
ニ	株式移転		【未定】		【追加を検討】
ホ	合併		【未定】		【追加を検討】
ヘ	解散（合併による解散を除く。）		【未定】		【追加を検討】
ト	イからへまでに掲げる事項に準ずる事項として政令で定める事項		【未定】		【追加を検討】
1	会社分割				
2	事業譲渡		【未定】		【追加を検討】
3	当該上場会社等から委託された資産の運用に係る事業の休止又は廃止		【未定】		【追加を検討】
4	当該上場会社等から委託を受けて行う資産の運用であつて、資産の運用の全部又は一部が休		【未定】		【追加を検討】

金商法第 166 条第 2 項第 12 号 金商法施行令第 29 条の 2 の 4 第 1 項		東証有価証券上場規程		法人関係情報社内規程（別表）	
	止又は廃止されることとなるもの				
5	破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立て		【未定】		【追加を検討】
6	当該上場会社等から委託を受けて行う資産の運用であつて、新たな資産の運用が開始されることとなるもの		【未定】		【追加を検討】

2. 発生事実

金商法第 166 条第 2 項第 13 号 金商法施行令第 29 条の 2 の 5 第 1 項		東証有価証券上場規程		法人関係情報社内規程（別表）	
イ	第五十二条第一項の規定による第二十九条の登録の取消し、同項の規定による当該上場会社等の委託を受けて行う資産の運用に係る業務の停止の処分その他これらに準ずる行政庁による法令に基づく処分		【未定】		【追加を検討】
ロ	特定関係法人の異動		【未定】		【追加を検討】
ハ	主要株主の異動		【未定】		【追加を検討】
ニ	イからハまでに掲げる事実に基づき、政令で定める事実		【未定】		【追加を検討】
1	当該上場会社等から委託された資産の運用に係る財産権上の請求に係る訴えが提起されたこと又は当該訴えについて判決があつたこと若しくは当該訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと。		【未定】		【追加を検討】
2	当該上場会社等から委託された資産の運用に係る事業の差止めその他これに準ずる処分を		【未定】		【追加を検討】

金商法第 166 条第 2 項第 13 号 金商法施行令第 29 条の 2 の 5 第 1 項		東証有価証券上場規程		法人関係情報社内規程（別表）	
	求める仮処分命令の申立てがなされたこと又は当該申立てについて裁判があつたこと若しくは当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと。				
3	債権者その他の当該上場会社等の資産運用会社（投資信託及び投資法人に関する法律法第二条第十九項に規定する資産運用会社をいう。以下同じ。）以外の者による破産手続開始の申立て等		【未定】		【追加を検討】
4	不渡り等		【未定】		【追加を検討】
5	特定関係法人（法第百六十六条第五項に規定する特定関係法人をいう。）に係る破産手続開始の申立て等		【未定】		【追加を検討】

3. その他

第九号から前号までに掲げる事実を除き、当該上場会社等の運営、業務又は財産に関する重要な事実であつて投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの（金商法第 166 条第 2 項第 14 号）

「協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則」に関する考え方（抜粋）

平成 25 年 4 月 16 日

自主規制規則	自主規制規則の考え方
第 1 条～第 3 条 (省 略)	(省 略)
(社内規則の制定) 第 4 条 協会員は、法人関係情報の管理に関し、その情報を利用した不公正取引が行われないよう、次の各号に掲げる事項について規定した社内規則を定めなければならない。	・規則第 4 条各号で掲げる社内規則で規定すべき事項は、必ずしも全社的に適用される社内の規則にすべてを規定するのではなく、協会員の業態、社内組織、規模等に応じて、例えば、特定の部門に適用される規則や具体的方法等に関し社内ガイドライン等で規定することも考えられる。また、規則第 4 条各号で掲げる事項の内容を包括的に社内規則等に規定することも考えられる。
1～5 (省 略)	(省 略)
6 禁止行為に関する事項	・禁止行為に関しては、例えば、次のような事項について規定することが考えられる。 - イ 法人関係情報は、業務上必要な場合において所定の手続に則るときを除き、社内及び社外ともに伝達禁止である旨 - ロ 規則第 2 条第 1 項に関する「規則の考え方」で示した関連情報についても、業務上必要な場合において所定の手続に則るときを除き、社内及び社外ともに伝達禁止である旨 - ハ 管理部門又は法人関係部門以外の部門の者から管理部門又は法人関係部門に対して、法人関係情報及び関連情報（対象とする関連情報の範囲は協会員が必要に応じて規定する。以下、本号において同じ。）について不正な情報追求や詮索を行ってはならない旨、及び管理部門又は法人関係部門の者は、当該情報追求や当該詮索に対し回答してはならない旨 - ニ アナリストに対して、法人関係情報及び関連情報の有無を詮索する行為（社内の規則や業務フロー等に応じてどのような行為が該当するかを規定する）をしてはならない旨、及びアナリストは、当該詮索に対し回答してはならない旨 - ホ 法人関係情報又は関連情報に基づいて、自己の取引（トレーディング）を行ってはならない旨 - ヘ 役職員は、法人関係情報又は関連情報に基づいて、自己投資を行ってはならない旨 (要検討) - ト 顧客に対して法人関係情報又は関連情報を提供して勧誘を行ってはならない旨

自主規制規則	自主規制規則の考え方
	※なお、上記イ、ロ等の「業務上必要な場合」及び伝達に必要な所定の手続については、協会の業態、社内組織、規模等に応じて、例えば、法人関係部門内での情報伝達の場合やM&A業務における社外の関係者への情報伝達の場合等についてあらかじめ規定することが考えられる。 ※上記イ、ロには、法人関係情報又は関連情報を市場における噂や新聞記事として伝達する場合を含む。
7 (省 略)	(省 略)
第 5 条 ～ 第 8 条 (省 略)	(省 略)

法人関係情報管理規程（抜粋）

第 3 章 禁 止 行 為

（法人関係情報等及び示唆情報等の照会及び回答の禁止）

第 13 条 役職員は、法人関係部門又は〇〇部に対して、法人関係情報等及び示唆情報等について不正な情報追求や詮索を行ってはならない。

2 法人関係部門又は〇〇部の役職員は、法人関係情報等及び示唆情報等について不正な情報追求や詮索を受けたときは、回答してはならない。

3 法人関係部門又は〇〇部の役職員は、第 1 項の追求や詮索を受けた場合は、直ちに部店長及び〇〇部に報告しなければならない。

（法人関係情報等及び示唆情報等に基づいた自己売買の禁止）

第 14 条 当社は、法人関係情報等及び示唆情報等に基づいた自己売買を行わないものとする。

（要検討）

（法人関係情報等及び示唆情報等を材料とした勧誘の禁止）

第 15 条 役職員は、法人関係情報等及び示唆情報等を材料として有価証券の売買その他の取引又は有価証券に係るデリバティブ取引若しくはその媒介、取次ぎ、若しくは代理の勧誘をしてはならない。

（法人関係情報等及び示唆情報等に基づいた役職員の自己投資の禁止）

第 16 条 役職員は、法人関係情報等及び示唆情報等に基づいて、自己の計算において当該法人関係情報等及び示唆情報等に係る有価証券の売買その他の取引等（当該有価証券の売買その他の取引等が有価証券の売買である場合にあっては、オプション（オプションと類似の権利であって、外国市場デリバティブ取引のうち金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハ(1)と類似の取引にかかるものを含む。）が行使された場合に成立する有価証券の売買を除く。）を行ってはならない。

※ 当該条文は、「協会の従業員における上場会社等の特定有価証券等に係る売買等に関する規則」に基づく社内規定に記載することもできると考えられます。

（法人関係部門に所属する役職員の自己投資の制限）

第 17 条 法人関係部門に所属する役職員は、自己が担当する上場会社等の特定有価証券等（普通社債を除く。）について、自己のために売買（株券の累積投資に係る売買であって有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第 59 条に規定するものを除く。）してはならない。ただし、あらかじめ書面により、部店長を通じて〇〇部の責任者（役員にあっては内部管理統括責任者）の承認を受けた場合は、この限りではない。

2 〇〇部の責任者は、前項ただし書の規定により承認を与える場合には、法人関係情報等及び示唆情報等に基づいて行われるものであるか否かについて審査するものとする。

3 〇〇部は、法人関係部門に所属する役職員が第 1 項ただし書の規定により売買取引を行ったときは、必要に応じ、事後的に法人関係情報等及び示唆情報等の有無を調査するものとする。

4 法人関係部門に所属する役職員は、第 1 項ただし書の規定により買い付けた特定有価証券等については、原則として、当該買付けの日から起算して 1 年以内に売却をしてはならない。

※ 当該条文は、「協会の従業員における上場会社等の特定有価証券等に係る売買等に関する規則」に基づく社内規定に記載することもできると考えられます。

「アナリスト・レポートの取扱い等に関する規則」に関する考え方
 （ブラックアウトに関するセーフハーバールール対応案）

平成 26 年 1 月

自主規制規則	自主規制規則の考え方
第 1 条～第 3 条 略	
（社内審査） 第 4 条 協会員は、アナリスト・レポートに関する指針を策定する等により、アナリスト・レポートの表示内容及び評価が適正かつ合理的なものとなるよう努めなければならない。	- 各社において策定する指針の項目 及び審査担当者の審査項目として考えられる項目は、広告等の表示及び景品類の提供に関する規則（以下「広告等規則」という。）第 4 条第 1 項に規定する禁止行為に加え、次のとおりである。 - イ 誇大又は煽動的な表示、恣意的又は過度に主観的な表示等の禁止 - ロ 断定的な表示の禁止 - ハ 虚偽表示の禁止 - ニ 法人関係情報及び将来法人関係情報になる蓋然性が高いと考えられる情報（現時点では法人関係情報ではないが、将来法人関係情報になる蓋然性が高いと考えられる情報（例えば、具体的方法の決定には至っていないが、一定の時期や規模が想定される資本調達ニーズに関する情報等）として協会員において管理している情報をいう。以下同じ。）の提供の禁止 - ホ 有価証券届出書の届出前の勧誘の禁止 - ヘ 評価、業績、新技術、新製品等の予測についての根拠の表示 - ト 目標株価についての根拠及び達成の予想期間の表示 - チ データ、統計等の出所の表示 - リ アナリスト・レポートの内容と引用している株価、データ、統計等の適切性の確認 - ヌ アナリストの意見と事実の明確な区別 - ル 適切な担保文言（ディスクレーマー）の記載 - ヲ レーティングの定義の記載
2 協会員は、アナリスト・レポートを使用しようとするときは、アナリスト・レポートの審査を行う担当者（以下「審査担当者」という。）を定め、審査させなければならない。	- 審査担当者は、広告等規則に規定する広告審査担当者である必要はない。また、必ずしも調査部門と独立した組織に置く必要はない。 - アナリスト・レポートの「使用」には、外部アナリ

自主規制規則	自主規制規則の考え方
3 審査担当者は、アナリスト・レポートの審査を行うに当たっては、特に次の各号に留意しなければならない。 1 「広告等の表示及び景品類の提供に関する規則」第4条第1項に規定する禁止行為に該当するものでないこと。 2 アナリスト・レポートにおける表示内容及び評価が、社内の指針等に照らし、適正かつ合理的なものであること。 3 レーティング又は目標株価が記載されている場合には、レーティングの定義並びに目標株価についての根拠及び達成の予想期間が明確に表示されていること。 4 協会員は、一のアナリスト・レポートについて複数の審査担当者に分担して審査させることができるものとする。 5 外部アナリストが作成するアナリスト・レポートを当該外部アナリストが所属する会社（外国会社を含む。以下同じ。）との契約等に基づき使用する場合、当該会社において、上記と同様の審査が行われていることが明らかなときは、当該会社が行った審査をもって、当該アナリスト・レポートを使用する協会員が審査を行ったものとみなすことができる。 4 協会員は、前項に掲げる審査のほか、法人関係情	ストが執筆したアナリスト・レポートについて、当該協会のホームページから当該外部アナリストが所属している会社等のホームページの画面にリンクを張る場合（アナリスト・レポートを閲覧できる旨が表示されているときに限る。）も含まれる。（以下同じ。） ・<u>審査担当者は、第1項の考え方に示した指針の項目のうち、二及びホを除く項目について審査を行うことが考えられる。</u> ・過去に発表したアナリスト・レポートから目標株価の変更が行われておらず、目標株価の変更がない旨又は目標株価の根拠については過去に発表したアナリスト・レポートを参照する旨がアナリスト・レポートにおいて表示されている場合には、必ずしも当該アナリスト・レポートにおいて目標株価の根拠を表示する必要はないものとする。 ・外部アナリストが作成するアナリスト・レポートを当該外部アナリストが所属する会社との契約等に基づき使用する場合には、使用する協会員において、当該会社が作成するアナリスト・レポートについて個別に審査の有無を確認する必要は必ずしもないものとする。
4 協会員は、前項に掲げる審査のほか、法人関係情	・<u>第1項の考え方に示した指針の項目のうち、二及び</u>

自主規制規則	自主規制規則の考え方
報に関する記載の有無、及び届出前勧誘への該当性に関して審査を行うに当たっては、当該アナリスト・レポートが従来から継続的に公表されているものである場合は、原則として従来どおり公表を行うこととする。	ホについて、審査担当者とは別に管理部門（協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則第2条第2号に規定する「管理部門」をいう。例えば、売買審査部門などが含まれると考えられる。）において審査することが考えられる。 ・従来から継続的に行われているアナリスト・レポートの公表は、原則として届出前勧誘には該当しないと考えられる。（※開示ガイドライン改正後、当該記述を転記する。） ・管理部門が、所定の手続に則って、アナリストに対して従来から継続的に行われているアナリスト・レポートの公表を制限する旨を伝達することは、法人関係情報を取得していることを示唆する情報（「示唆情報」という。以下同じ。）になり得ると考えられる。 ・また、従来から継続的に行われているアナリスト・レポートの公表を制限することにより、投資家に対して、当該協会員が当該アナリスト・レポートの対象会社に関して法人関係情報を取得していること等を想起させることになり得ると考えられる。 ・従来から継続的に行われているアナリスト・レポートの公表を制限することとなった場合は、当該公表の制限を行うことに関する情報、及びその伝達を受けたアナリストについて、第8条の規定に基づき適切に管理すること。
第5条～第7条 略	
（情報管理の徹底） 第8条 協会員は、次の各号に掲げる情報（以下「重要情報」という。）について、適正に管理しなければならない。 1 アナリスト・レポートを執筆するに際し、アナリストが担当している会社及び社内の他の部門等から入手した情報、又は審査担当者がアナリスト・レポートの審査に当たり入手した情報であって次に掲げるもの イ 法人関係情報（金商業等府令第1条第4項第14号に規定する法人関係情報をいう。） ロ イ以外の未公表の情報であって投資者の	・「イ以外の未公表の情報であって投資者の投資判断

自主規制規則	自主規制規則の考え方
投資判断に重大な影響を及ぼすと考えられるもの 2 発表前のアナリスト・レポートの内容等であって投資者の投資判断に重大な影響を及ぼすと考えられるもの <u>3 協会員が従来から継続的に行われているアナリスト・レポートの公表を制限した場合（第4条第4項に規定する審査の結果、公表を制限することとなった場合）における当該制限を行ったこと</u> 2 前項の規定により重要情報の管理体制を整備するに当たっては、特に、次に掲げる事項に留意しなければならない。 1 重要情報の管理方法	に重大な影響を及ぼすと考えられる」情報とは、法人関係情報に該当するか否か必ずしも明確でない情報も含む概念であるが、具体的には、次のようなものが考えられる。 イ 将来法人関係情報になる蓋然性が高いと考えられる情報 ロ 業績が予測どおりであること（上記イ以外のもの） ハ アナリスト・レポートの対象会社以外の会社の新商品開発・業務提携に関する情報であり、対象会社の収益見込み等に重大な影響を及ぼすと考えられるもの（上記イ以外のもの） ・「発表」とは、「アナリスト・レポートの内容が多数の顧客に知りうる状態に置かれていること」をいうが、「発表」の具体的な時期又はより具体的な定義については各社で合理的と考える時期・定義を定めるものとする。 ・次のような情報は、「発表前のアナリスト・レポートの内容等であって投資者の投資判断に重大な影響を及ぼすと考えられる」情報に該当するものと考えられる。 イ 新規のカバレッジ ロ レーティングの変更 ハ 目標株価の大幅な変更 ニ 収益予測の大幅な変更 ・<u>管理部門が、所定の手続に則って、アナリストに対して従来から継続的に行われているアナリスト・レポートの公表の制限する旨を伝達する場合の当該情報も示唆情報になり得ると考えられる。</u> ・重要情報については、次のような方法で管理する必要があると考えられる。 イ 重要情報に係る資料について、物理的に他の部門から隔離する又は施錠可能なキャビネットに収納する等の方法により管理する。 ロ コンピュータ上において管理・保存されている重要情報について、他の部門の者に対しアクセス制限をかける。

自主規制規則	自主規制規則の考え方
	れる。 イ 伝達された重要情報について、適切な管理を行う。 ロ 伝達された重要情報を他の役職員に伝達することを原則禁止する。 ハ 伝達する目的を事実関係又は利益相反の有無の確認に限定する。又は、伝達する重要情報の範囲を客観的なデータ等に限定する。 ニ 他の部門の役職員が、伝達された重要情報を基にアナリストに対し不当な干渉を行うことを禁止する。 ・第3号の規定は、審査担当者が審査を行うに当たり必要とされる情報を当該審査担当者に伝達することを妨げるものではない。
第9条～第14条 略	
(アナリスト等の証券取引への対応) 第15条 協会員は、アナリスト個人の有価証券の売買等及び保有に関し、当該アナリストが担当する会社の有価証券の売買等及び保有を原則として禁止する等により、アナリストの公正かつ適正な業務の遂行が確保されるよう努めなければならない。	・当該アナリストが担当する会社の有価証券の売買等・保有を例外的に行う場合には、以下のすべての条件等に従う必要があるものと考えられる。 イ 調査部門の長又は内部管理部門の事前の承認を受けた後に取引を行う。 ロ 当該銘柄のアナリスト・レポートの評価等と相反する取引は原則として行わない。 ハ 原則として短期売買は行わない。 ・上記イの承認を行うに当たっては、当該アナリストの有価証券の売買等・保有が、以下の情報を利用して行われるものでないことを確認する必要がある。 イ 第8条第1項に規定する「重要情報」 ロ 管理部門又は法人関係部門（それぞれ、「協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則」第2条第2号及び第3号に規定する「管理部門」及び「法人関係部門」をいう。以下同じ。）から伝達された、法人関係情報を取得していることを示唆する情報 ハ 銘柄名は伝達しないものの、業種、増資の時期、増資の規模等の一部又は全部について伝達することにより法人関係情報の存在を推知し得る情

自主規制規則	自主規制規則の考え方
2 協会員は、外部アナリストが執筆するアナリスト・レポートを当該外部アナリストが所属する会社又は当該外部アナリストとの契約等に基づき使用する場合には、当該外部アナリスト個人の有価証券の売買等及び保有に関し、当該外部アナリストの公正かつ適正な業務の遂行が確保されるための措置が講じられていることを確認しなければならない。 3 協会員は、協会員の役職員（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。以下同じ。）が、アナリスト・レポートの作成又は審査に当たり入手した重要情報を利用して役職員個人の有価証券の売買等を行わないよう努めなければならない。	報（示唆情報） （注）以下、上記ロとハの情報をあわせて「示唆情報等」という。 ・アナリストが対象会社の有価証券を保有している場合には、利益相反の関係に該当するものと考えられることから、第6条第1項に従いその旨をアナリスト・レポートにおいて表示する必要がある。 ・第1項の趣旨をより厳格に徹底するのであれば、例えば、アナリストの家族の証券取引について社内規則を設け、指導・監督することが考えられる。 ・「外部アナリストの公正かつ適正な業務の遂行が確保されるための措置が講じられていることを確認する」方法としては、次のいずれかの事項について措置が講じられていることを契約等により確認すること、又は当該外部アナリストが所属する会社の社内規則等若しくは当該外部アナリストが服する法令・諸規則において次のいずれかの事項が定められていることを確認することが考えられる。 - イ 当該外部アナリストが担当する会社の有価証券の売買等・保有が原則として禁止されていること。 - ロ 当該外部アナリストが担当する会社の有価証券の売買等・保有を行う場合には、以下の条件等に従うこと。 - i 当該外部アナリストが所属する会社の内部管理部門等の事前の承認を受けた後に取引を行う。又は、当該外部アナリストが担当する会社の有価証券の売買等・保有を行った場合には、契約等している協会員に報告する。 - ii 対象会社の有価証券を保有している場合には、第7条第1項に規定する措置に従い、その旨をアナリスト・レポートにおいて表示する。 ・第3項の規定の趣旨をより厳格に徹底するための方策の参考例としては、次のようなものが考えられる。 - イ レーティングの変更等のアナリストの意見に関し重要な変更が行われた場合には、事後的に当該銘柄に係る取引の状況をモニタリングする。 - ロ 朝の会議等において、発表前のアナリスト・レ

自主規制規則	自主規制規則の考え方
	ポートについて重要な発言がなされた場合には、一定時間を経過するまで、当該銘柄に係る取引を制限する。 ハ 重要情報に加え、示唆情報等を利用した有価証券の売買等を禁止する。
第 16 条～17 条 略	

「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」改正等の流れ（案）

平成 26 年 1 月 10 日

1. ワーキング・グループにおける検討（主として内部者登録カードの記載要件について）

- ① 1 月 10 日 自主規制規則改正等の概要説明
- ② 1 月 20 日 自主規制規則改正の議論・まとめ（その 1）
- ③ 1 月下旬 自主規制規則改正の議論・まとめ（その 2）



2. 2 月上旬 自主規制規則改正
3. ワーキング・グループにおける検討
2 月中・下旬 法人関係情報管理規程 別表（重要な情報等）の改正



4. 協会員への周知、協会員における態勢整備



5. 4 月 1 日 自主規制規則の施行

以 上

平成25年 6月12日成立
6月19日公布

金融商品取引法等の一部を改正する法律の概要

先般の金融危機に
関わる諸問題



市場型金融危機への対応、
金融資本市場・金融業の信頼性回復・機能強化

公募増資インサイダー取引事案等を 踏まえた対応

インサイダー取引規制の強化

- ◆ 情報伝達・取引推奨行為に対する規制の導入
- ◆ 資産運用業者が「他人の計算」で違反行為を
行った場合の課徴金額の引上げ

企業実務等を踏まえた規制の見直し

- ◆ 公開買付け情報を聞いてから相当の期間が
経過した場合についてインサイダー取引
規制を適用除外

等

AIJ事案を踏まえた 資産運用規制の見直し

不正行為に対する罰則の強化

- ◆ 投資一任業者等による運用報告書の
虚偽記載等に対する罰則の引上げ

その他

- ◆ 年金基金が特定投資家(プロ)になるための
要件の限定

等

金融機関の秩序ある処理の枠組み

リーマンショック等、金融市場を通じて
伝播し、実体経済に深刻な影響を与える
金融危機を防ぐため、G20の合意等を
踏まえ、金融機関の秩序ある処理の
枠組みを整備

対象

- ◆ 金融業全体（銀行、保険、証券、
金融持株会社等）

手続

- ◆ 金融危機対応会議（内閣総理大臣（議長）、
内閣官房長官、財務大臣、金融担当大臣、
日本銀行総裁、金融庁長官で構成）

措置内容等

- ◆ 預金保険機構の監視等の下、流動性供給等に
より重要な市場取引等を履行（必要に応じ、
資金援助・資本増強）
- ◆ 秩序ある処理に必要な措置（早期解約の制限
等）

費用負担

- ◆ 原則として業界の事後負担（例外的に
政府補助）

等

銀行等による 資本性資金の供給強化等

銀行等による資本性資金の供給強化

- ◆ 銀行等による議決権保有規制（いわゆる
5%ルール）について、企業再生や地域経済
再活性化に資する効果が見込まれる場合に
限り、規制を緩和

その他

- ◆ その他銀行等に関する規制（大口信用供与等
規制や外国銀行支店規制等）の見直し

等

投資法人の資金調達・ 資本政策手段の多様化等

資金調達・資本政策手段の多様化

- ◆ 自己投資口の取得、投資主への割当増資の導入

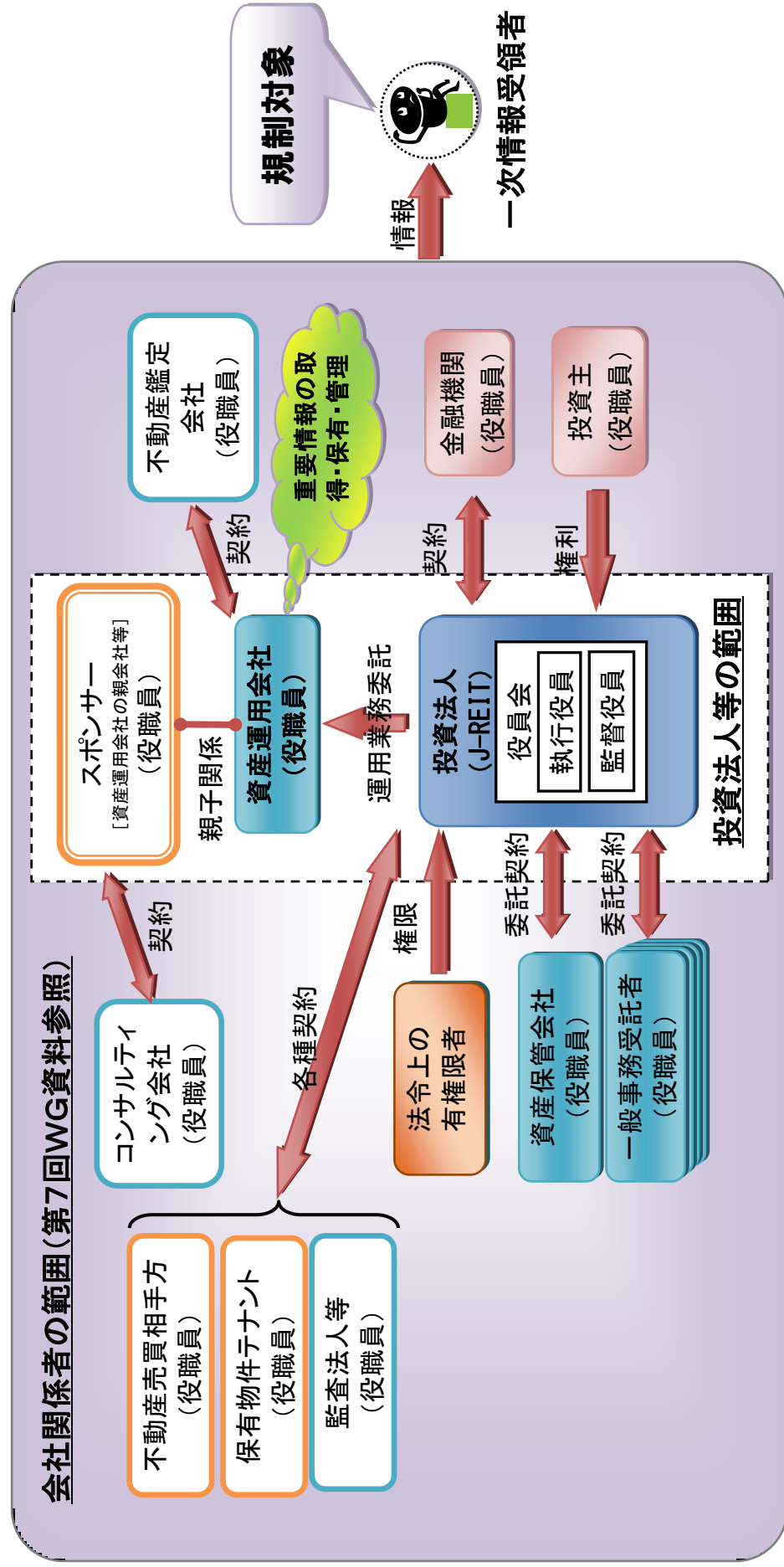
その他

- ◆ 投資法人による海外不動産の取得促進の
ための措置
- ◆ 投資法人へのインサイダー取引規制の導入
- ◆ 投資信託の運用状況を投資家が
理解しやすい形で提供するための措置

等

インサイダー取引規制の導入（取引主体の範囲）

- 投資法人、資産運用会社及びスポンサーの関係者が、その職務等に関し、重要事実を知った場合、及びこれら関係者からの一次情報受領者を規制対象としてはどうか。



未定稿

金商法改正に伴う対象範囲の拡大について（イメージ）

平成 26 年 1 月 10 日

日本証券業協会 自主規制企画部

該当条文 定 義	具体的な範囲（概要）	
	現行	改正後
①売買報告の対象者関係		
金商法第 163 条 1 項 「上場会社等」	①上場会社 ②店頭売買市場登録会社 ③店頭取扱有価証券発行者	①上場会社 ②店頭売買市場登録会社 ③店頭取扱有価証券発行者 ④REIT 法人
金商法第 163 条 1 項 「上場会社等の役員」	上記①～③の役員 ※ ※金商法第 163 条に「役員」の定義はないが、一般的に取締役、会計 参与、監査役、執行役を指す。	上記①～④の役員 ※に加え、「 <u>REIT 法人の資産運用会社の役員</u> 」が含まれる。 ※金商法第 163 条に「役員」の定義はないが、取締役、会計参与、監査役、執行 役に加え、REIT 法人の執行役員、監督役員を指すと考えられる。
金商法第 163 条 1 項 「主要株主」	主要株主（10%以上保有の株主）	主要株主（10%以上保有の株主）
②会社関係者関係		
金商法第 166 条 1 項 1 号 「上場会社等」	①上記①～③ ②上記①～③の親会社 ③上記①～③の子会社	①上記①～③ ②上記①～③の親会社 ③上記①～③の子会社 ④REIT 法人 ⑤REIT 法人の親会社 ⑥REIT 法人の子会社 ⑦REIT 法人の資産運用会社 ⑧REIT 法人の資産運用会社の「特定関係法人」※ ※Ⅰ：資産運用会社の親会社 Ⅱ：資産運用会社の利害関係人等（親法人、子法人、20%超保有の主要株主） で、不動産取引（売買・賃貸借）等が上場投資法人等の年間収益の 20%超又 は取引総額の 20%超の会社など。

未定稿

該当条文 定 義	具体的な範囲（概要）	
	現行	改正後
金商法第 166 条 1 項 1 号 「上場会社等の役員等」	・ 上記 ①～③ の役員・使用人	・ 上記 ①～③ の役員・使用人 ・ <u>上記 ④（REIT 法人）の役員</u> ・ <u>上記 ⑤～⑥（REIT 法人の親会社・子会社）の役員・使用人</u> ・ <u>上記 ⑦（資産運用会社）の役員・使用人</u> ・ <u>上記 ⑧（特定関係法人）の役員・使用人</u>
金商法第 166 条 1 項 2 号 「権利（帳簿閲覧権）を有する株主」	・ 議決権の 3 % 以上を保有する株主	・ 議決権の 3 % 以上を保有する株主
金商法第 166 条 1 項 2 の 2 号 「投資主」	（新設）	<u>すべての投資主</u> ※上場投資法人等の投資主すべてに帳簿閲覧権がある。
金商法第 166 条 1 項 3 号 「法令に基づく権限を有する者」	・ 上記 ①～③ に対して、法令に基づく権限を有する者	・ 上記 ①～⑧ に対して法令に基づく権限を有する者
金商法第 166 条 1 項 4 号 「契約締結者、交渉者」	・ 上記 ①～③ と契約締結している者又は締結の交渉している者	・ 上記 ①～⑧ と契約締結している者又は締結の交渉している者
金商法第 166 条 1 項 5 号 「（株主等が）法人であるものの他の役員等」	・ 帳簿閲覧権を行使した株主が法人である場合は、 帳簿閲覧権を行使した者以外の役員又は従業者で 重要事実を知った者	・ 帳簿閲覧権を行使した株主・ <u>投資主</u> が法人である場合は、 帳簿閲覧権を行使した者以外の役員又は従業者で重要事実 を知った者
金商法第 166 条 1 項後段 「会社関係者でなくなった後一年以内の者」	・ 会社関係者でなくなった後一年以内の者	・ 会社関係者でなくなった後一年以内の者
金商法第 166 条 3 項 「重要事実の伝達を受けた者」	・ 会社関係者から重要事実の伝達を受けた者	・ 会社関係者から重要事実の伝達を受けた者

関係法令（改正後）抜粋（内部者登録カード関係）

改正金商法	投信法関係参照条文（案）	金商法関係政府令参照条文（案）	内部者登録カード
（上場会社等の役員等による特定有価証券等の売買等の報告の提出） 第 163 条 第二条第一項第五号、第七号、第九号 又は <u>第十一号</u> に掲げる有価証券（政令で定めるものを除く。）で金融商品取引所に上場されているもの、店頭売買有価証券又は取扱有価証券に該当するものその他の政令で定める有価証券の発行者（以下この条から第百六十六条まで 及び 第百六十七条の二第一項 において「上場会社等」という。）の役員（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十二項に規定する投資法人である上場会社等（第百六十六条において「上場投資法人等」という。）の資産運用会社（同法第二条第十九項に規定する資産運用会社をいう。第百六十六条において同じ。）の役員を含む。以下この条から第百六十五条までにおいて同じ。）及び主要株主（自己又は他人（仮設人を含む。）の名義をもつて総株主等の議決権の百分の十以上の議決権（取得又は保有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものを除く。）を保有している株主をいう。以下この条から第百六十六条までにおいて同じ。）は、自己の計算において当該上場会社等の <u>第二条第一項第五号、第七号、第九号 若しくは第十一号</u> に掲げる有価証券（政令で定めるものを除く。）その他の政令で定める有価証券（以下この条から第百六十六条までにおいて「特定有価証券」という。）又は当該上場会社等の特定有価証券に係るオプションを表示する同項第十九号に掲げる有価証券その他の政令で定める有価証券（以下この項において「関連有価証券」という。）に係る買付け等（特定有価証券又は関連有価証券（以下この条から第百六十六条まで、<u>第百六十七条の二第一項、第百七十五條の二及び第百九十七條の二第十四号</u> において「特定有価証券等」という。）の買付けその他の取引で政令で定めるものをいう。以下この条、次条及び第百六十五条の二において同じ。）又は売付け等（特定有価証券等の売付けその他の取引で政令で定めるものをいう。以下この条から第百六十五の二までにおいて同じ。）をした場合（当該役員又は主要株主が委託者又は受益者である信託の受託者が当該上場会社等の特定有価証券等に係る買付け等又は売付け等をする場合であつて内閣府令で定める場合を含む。以下この条及び次条において同じ。）には、内閣府令で定めるところにより、その売買その他の取引（以下この項、次項及び第百六十五条の二において、「売買等」という。）に関する報告書を売買等があつた日の属する月の翌月十五日までに、内閣総理大臣に提出しなければならない。ただし、買付け等又は売付け等の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定める場合は、この限りでない。 2 前項に規定する役員又は主要株主が、当該上場会社等の特定有価証券等に係る買付け等又は売付け等を金融商品取引業者等又は取引所取引許可業者に委託等をして行つた場合においては、同項に規定する報告書は、当該金融商品取引業者等又は取引所取引許可業者を経由して提出するものとする。当該買付け等又は売付け等の相手方が金融商品取引業者等又は取引所取引許可業者であるときも、同様とする。 （会社関係者の禁止行為） 第 166 条 次の各号に掲げる者（以下この条において「会社関係者」という。）であつて、上場会社等に係る業務等に関する重要事実（当該上場会社等の子会社に係る会社関係者（当該上場会社等に係る会社関係者に該当する者を除く。）については、当該子会社の業務等に関する重要事実であつて、次項第五号から第八号までに規定するものに限る。以下同じ。）を当該各号に定めるところにより知つたものは、当該業務等に関する重要事実の公表がされた後でなければ、当該上場会社等の特定有価証券等に係る売買その他の有償の譲渡若しくは譲受け、合併若しくは分割による承継（合併又は分割により承継させ、又は承継することをいう。）又はデリバ	○投信法（定義） 第2条 12 この法律において「<u>投資法人</u>」とは、資産を主として特定資産に対する投資として運用することを目的として、この法律に基づき設立された社団をいう。 19 この法律において「<u>資産運用会社</u>」とは、登録投資法人の委託を受けてその資産の運用に係る業務を行う金融商品取引業者をいう。 第三編 投資法人制度 第一章 投資法人（選任） 第 96 条 役員（執行役員及び監督役員をいう。以下この款（第百条第三号及び第五号を除く。）において同じ。）及び会計監査人は、投資主総会の決議によつて選任する。	○金商法（定義） 第2条 この法律において「有価証券」とは、次に掲げるものをいう。 11 投資信託及び投資法人に関する法律 に規定する投資証券若しくは投資法人債券又は外国投資証券 ○金商法施行令（上場会社等の有価証券から除くもの） 第27条 法第百六十三条第一項に規定する <u>有価証券から除くもとして政令で定めるもの</u> は、次に掲げる有価証券 とする。 1 （省 略）＜<u>現行どおり：SPC の発行する資産担保社債券</u>＞ <u>2 法第二条第一項第十一号に掲げる有価証券のうち次に掲げる者が発行者であるもの以外のもの</u> イ <u>その資産の総額の百分の五十を超える額を不動産その他の内閣府令で定める資産に対する投資として運用することを規約に定めた投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十二項に規定する投資法人をいう。以下この章において同じ。）</u> ロ <u>その資産の総額のうちに占めるイに規定する内閣府令で定める資産の価額の合計額の割合が百分の五十を超える投資法人として内閣府令で定めるもの</u> ハ <u>イ又はロに掲げる投資法人に類する外国投資法人</u>	投資勧誘規則 第 15 条 第 1 項 第 1 号関係

改正金商法	投信法関係参照条文（案）	金商法関係政府令参照条文（案）	内部者登録カード
ティップ取引（以下この条、<u>第百六十七条の二第一項、第百七十五条の二第一項及び第百九十七条の二第十四号</u>において「売買等」という。）をしてはならない。当該上場会社等に係る業務等に関する重要事実を次の各号に定めるところにより知った会社関係者であつて、当該各号に掲げる会社関係者でなくなつた後一年以内のものについても、同様とする。 一 当該上場会社等（当該上場会社等の親会社及び子会社並びに当該上場会社等が上場投資法人等である場合における当該上場会社等の資産運用会社及びその特定関係法人を含む。以下この項において同じ。）の役員（会計参与が法人であるときは、その社員）、代理人、使用人その他の従業者（以下この条及び次条において「役員等」という。）その者の職務に関し知つたとき。 二 当該上場会社等の会社法第四百三十三条第一項に定める権利を有する株主若しくは優先出資法に規定する普通出資者のうちこれに類する権利を有するものとして内閣府令で定める者又は同条第三項に定める権利を有する社員（これらの株主、普通出資者又は社員が法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この条及び次条において同じ。）であるときはその役員等を、これらの株主、普通出資者又は社員が法人以外の者であるときはその代理人又は使用人を含む。）当該権利の行使に関し知つたとき <u>二の二 当該上場会社等の投資主（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十六項に規定する投資主をいう。以下この号において同じ。）又は同法第二百二十八条の三第二項において準用する会社法第四百三十三条第三項に定める権利を有する投資主（これらの投資主が法人であるときはその役員等を、これらの投資主が法人以外の者であるときはその代理人又は使用人を含む。）投資信託及び投資法人に関する法律第二百二十八条の三第一項に定める権利又は同条第二項において準用する会社法第四百三十三条第三項に定める権利の行使に関し知つたとき。</u>	○投信法 (定義) 第2条 16 この法律において「投資主」とは、投資法人の社員をいう。 (会計帳簿の閲覧等の請求) 第128条の3 投資主は、投資法人の営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、当該請求の理由を明らかにしてしなければならない。 一 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求 二 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求 ○会社法 (会計帳簿の閲覧等の請求) 第433条 3 株式会社の親会社社員は、その権利を行使するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、会計帳簿又はこれに関する資料について第一項各号に掲げる請求をすることができる。この場合においては、当該請求の理由を明らかにしてしなければならない。	※「特定関係法人」は金商法第165条第5項に規定。	第3号関係 第1号関係 第2号関係 第5号関係 第6号関係 第7号関係 第8号関係 第9号関係 第10号関係

改正金商法	投信法関係参照条文（案）	金商法関係政府令参照条文（案）	内部者登録 カード
三 当該上場会社等に対する法令に基づく権限を有する者 当該権限の行使に関し知つたとき。 四 当該上場会社等と契約を締結している者又は締結の交渉をしている者（その者が法人であるときはその役員等を、その者が法人以外の者であるときはその代理人又は使用人を含む。）であつて、当該上場会社等の役員等以外のもの 当該契約の締結若しくはその交渉又は履行に関し知つたとき。 五 第二号、<u>第二号の二</u> 又は前号に掲げる者であつて法人であるものの役員等（その者が役員等である当該法人の他の役員等が、それぞれ第二号、<u>第二号の二</u> 又は前号に定めるところにより当該上場会社等に係る業務等に関する重要事実を知つた場合におけるその者に限る。） その者の職務に関し知つたとき。 2 （省 略） <重要事実> 3 会社関係者（第一項後段に規定する者を含む。以下この項において同じ。）から当該会社関係者が第一項各号に定めるところにより知つた同項に規定する業務等に関する重要事実の伝達を受けた者（同項各号に掲げる者であつて、当該各号に定めるところにより当該業務等に関する重要事実を知つたものを除く。）又は職務上当該伝達を受けた者が所属する法人の他の役員等であつて、その者の職務に関し当該業務等に関する重要事実を知つたものは、当該業務等に関する重要事実の公表がされた後でなければ、当該上場会社等の特定有価証券等に係る売買等をしてはならない。 4 （省 略） <公衆の縦覧> 5 第一項及び次条において「親会社」とは、他の会社（協同組織金融機関を含む。以下この項において同じ。）を支配する会社として政令で定めるものをいい、この条において「子会社」とは、他の会社が提出した第五条第一項の規定による届出書、第二十四条第一項の規定による有価証券報告書、第二十四条の四の七第一項若しくは第二項の規定による四半期報告書若しくは第二十四条の五第一項の規定による半期報告書で第二十五条第一項の規定により公衆の縦覧に供されたもの、第二十七条の三十一第二項の規定により公表した特定証券情報又は第二十七条の三十二第一項若しくは第二項の規定により公表した発行者情報のうち、直近のものにおいて、当該他の会社の属する企業集団に属する会社として記載され、又は記録されたものをいい、第一項及び第二項において「特定関係法人」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。 一 <u>上場投資法人等の資産運用会社を支配する会社として政令で定めるもの</u>		○金商法施行令 （親会社等） 第 29 条の 3 （省 略） <現行どおり：他の会社を支配する会社> 2 法第百六十六条第五項第一号に規定する上場投資法人等の資産運用会社を支配する会社として政令で定めるものは、上場投資法人等（法第百六十三条第一項に規定する上場投資法人等をいう。以下同じ。）が提出した法第二十七条において準用する法第五条第五項において読み替えて準用する法第五条第一項の規定による届出書、法第二十七条において準用する法第二十四条第五項において読み替えて準用する法第二十四条第一項の規定による有価証券報告書、法第二十七条において準用する法第二十四条の四の七第三項において読み替えて準用する法第二十四条の四の七第一項若しくは第二項の規定による四半期報告書若しくは法第二十七条において準用する法第二十四条の五第三項において読み替えて準用する法第二十四条の五第一項の規定による半期報告書で法第二十七条において準用する法第二十五条第一項の規定により公衆の縦覧に供されたもの、法第二十七条の三十一第二項の規定より公表した同条第一項に規定する特定証券情報又は法第二十七条の三十二第一項若しくは第二項の規定により公表した同条第一項に規定する発行者情報のうち、直近のものにおいて上場投資法人等の資産	第 4 号関係

改正金商法	投信法関係参照条文（案）	金商法関係政府令参照条文（案）	内部者登録 カード
二 上場投資法人等の資産運用会社の利害関係人等（投資信託及び投資法人に関する法律第二百一条第一項に規定する利害関係人等をいう。）のうち、当該資産運用会社が当該上場投資法人等の委託を受けて行う運用の対象となる特定資産の価値に重大な影響を及ぼす取引を行い、又は行つた法人として政令で定めるもの	○投信法 （特定資産の価格等の調査） 第201条 資産運用会社は、資産の運用を行う投資法人について特定資産（土地若しくは建物又はこれらに関する権利若しくは資産であつて政令で定めるものに限る。）の取得又は譲渡が行われたときは、内閣府令で定めるところにより、当該特定資産に係る不動産の鑑定評価を、不動産鑑定士であつて利害関係人等（当該資産運用会社の総株主の議決権の過半数を保有していることその他の当該資産運用会社と密接な関係を有する者として政令で定める者をいう。次項、次条第一項及び第二百三条第二項において同じ。）でないものに行わせなければならない。ただし、当該取得又は譲渡に先立つて当該鑑定評価を行わせている場合は、この限りでない。 ○投信法施行令 （資産運用会社の利害関係人等の範囲） 第123条 法第二百一条第一項に規定する資産運用会社と密接な関係を有する者として政令で定める者は、次に掲げる者とする。 一 当該資産運用会社の親法人等 二 当該資産運用会社の子法人等 三 当該資産運用会社の特定個人株主 四 前三号に掲げる者に準ずる者として内閣府令で定める者 ○投信法施行規則 （資産運用会社の利害関係人等の範囲） 第244条の3 令第二百二十三条第四号に規定する内閣府令で定める者は、当該資産運用会社の主要株主（金融商品取引法第二十九条の四第二項に規定する主要株主をいう。）とする。 （注）金商法第29条の4第2項に規定する主要株主は、議決権の20%以上を保有する株主	運用会社の親会社として記載され、又は記録された会社とする。 3 法第百六十六条第五項第二号に規定する特定資産の価値に重大な影響を及ぼす取引を行い、又は行つた法人として政令で定めるものは、上場投資法人等が提出した法第二十七条において準用する法第五条第五項において読み替えて準用する法第五条第一項の規定による届出書、法第二十七条において準用する法第二十四条第五項において読み替えて準用する法第二十四条第一項の規定による有価証券報告書、法第二十七条において準用する法第二十四条の四の七第三項において読み替えて準用する法第二十四条の四の七第一項若しくは第二項の規定による四半期報告書若しくは法第二十七条において準用する法第二十四条の五第三項において読み替えて準用する法第二十四条の五第一項の規定による半期報告書で法第二十七条において準用する法第二十五条第一項の規定により公衆の縦覧に供されたもの、法第二十七条の三十一第二項の規定により公表した同条第一項に規定する特定証券情報又は法第二十七条の三十二第一項若しくは第二項の規定により公表した同条第一項に規定する発行情報のうち、直近のものにおいて、資産運用会社の利害関係人等（投資信託及び投資法人に関する法律第二百一条第一項に規定する利害関係人等をいう。）のうち、次のいずれかに掲げる取引（当該資産運用会社が当該上場投資法人等の委託を受けて行う運用の対象となる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第一項に規定する特定資産をいう。以下この条において同じ。）の価値に及ぼす影響が重大なものとして内閣府令で定める基準に該当するものに限る。）を行い、又は行つた法人として記載され、又は記録された法人とする。 一 当該上場投資法人等との間で、不動産、不動産の賃借権又は地上権（次号において不動産等という。）の取得又は譲渡の取引を行い、又は行つた法人 二 当該上場投資法人等との間で、不動産等を信託する信託の受益権の取得又は譲渡の取引を行い、又は行つた法人 三 当該上場投資法人等との間で、不動産の貸借の取引を行い、又は行つた法人 四 当該上場投資法人等の特定資産である第二号に掲げる信託の受益権に係る信託の受託者との間で、当該信託の信託財産である不動産に関し、前号に掲げる取引を行い、又は行つた法人 ○取引規制府令 （特定資産の価値に及ぼす影響が重大な取引の基準） 第55条の7 令第二十九の三第三項に規定する特定資産の価値に及ぼす影響が重大なものとして内閣府令で定める基準のうち同項第一号及び第二号に掲げる上場投資法人等と当該上場投資法人等の資産運用会社の利害関係人等（投資信託及び投資法人に関する法律第二百一条第一項に規定する利害関係人等をいう。以下この条において同じ。）との取引に係るものは、第一号に掲げる金額に対する第二号に掲げる金額の割合が百分の二十以上であるものとする。 一 前営業期間の末日から過去三年間において当該上場投資法人等が令第二十九の三第三項第一号及び第二号に掲げる取引の対価として支払い、又は受領した金額の合計額 二 前営業期間の末日から過去三年間において当該上場投資法人等が当該利害関係人等との間で令第二十九の三第三項第一号及び第二号に掲げる取引の対価として支払い、又は受領した金額の合計額 2 令第二十九の三第三項に規定する特定資産の価値に及ぼす影響が重大なものとして	

改正金商法	投信法関係参照条文（案）	金商法関係政府令参照条文（案）	内部者登録 カード
6（省略） ＜適用除外＞		<u>内閣府令で定める基準のうち同項第三号及び第四号に掲げる上場投資法人等又は同号に規定する信託の受託者と当該上場投資法人等の資産運用会社の利害関係人等との取引に係るものは、第一号に掲げる金額に対する第二号に掲げる金額に対する第二号に掲げる金額の割合が百分の二十以上であるものとする。</u> 一 <u>前営業期間における当該上場投資法人等の営業収益の合計額</u> 二 <u>次にいずれかに掲げる金額</u> イ <u>前営業期間の末日から過去三年間において当該上場投資法人等若しくは当該信託の受託者が当該利害関係人等から令第二十九の三第三項第三号及び第四号に掲げる取引の対価として受領した金額の合計額の一営業期間当たりの平均額</u> ロ <u>当営業期間以降の三年間において当該上場投資法人等若しくは当該信託の受託者が当該利害関係人等から令第二十九の三第三項第三号及び第四号に掲げる取引の対価として受領することが見込まれる金額の合計額の一営業期間当たりの平均額</u>	

以上

J-REITの資産運用会社及びその親会社について

平成26年1月10日
日本証券業協会

銘柄コード	銘柄名	資産運用会社	資産運用会社の親会社 (50%以上の株式を保有)
3226	日本アコモデーションファンド投資法人 投資証券	(株)三井不動産アコモデーション ファンドマネジメント	三井不動産
3227	MIDリート投資法人 投資証券	MIDリートマネジメント(株)	MID都市開発
3234	森ヒルズリート投資法人 投資証券	森ビル・インベストメントマネジメント (株)	森ビル
3240	野村不動産レジデンシャル投資法人 投資証券	野村不動産投資顧問(株)	野村不動産ホールディングス
3249	産業ファンド投資法人 投資証券	三菱商事・ユービーエス・リアルティ (株)	三菱商事
3263	大和ハウスリート投資法人 投資証券	大和ハウス・リート・マネジメント (株)	大和ハウス工業
3269	アドバンス・レジデンス投資法人 投資証券	ADインベストメント・マネジメント(株)	—
3278	ケネディクス・レジデンシャル投資法人 投資証券	ケネディクス不動産投資顧問(株)	ケネディクス
3279	アクティビア・プロパティーズ投資法人 投資証券	東急不動産アクティビア投信(株)	東急不動産
3281	GLP投資法人 投資証券	GLPジャパン・アドバイザーズ(株)	グローバル・ロジスティック・ブ ロパティーズ
3282	コンフォリア・レジデンシャル投資法人 投資証券	東急不動産コンフォリア投信(株)	東急不動産
3283	日本プロロジスリート投資法人 投資証券	プロロジス・リート・マネジメント(株)	プロロジス
3285	野村不動産マスターファンド投資法人 投資証券	野村不動産投資顧問(株)	野村不動産ホールディングス
3287	星野リゾート・リート投資法人 投資証券	(株)星野リゾート・アセットマネジメ ント	星野リゾート
3290	SIA不動産投資法人 投資証券	(株)シンプレクス・リート・パート ナーズ	シンプレクス・インベストメン ト・アドバイザーズ
3292	イオンリート投資法人 投資証券	イオン・リートマネジメント(株)	イオン
8951	日本ビルファンド投資法人 投資証券	日本ビルファンドマネジメント(株)	—
8952	ジャパンリアルエステイト投資法人 投資証券	ジャパンリアルエステイトアセットマ ネジメント(株)	三菱地所

銘柄 コード	銘柄名	資産運用会社	資産運用会社の親会社 (50%以上の株式を保有)
8953	日本リートファンド投資法人 投資証券	三菱商事・ユービーエス・リアルティ(株)	三菱商事
8954	オリックス不動産投資法人 投資証券	オリックス・アセットマネジメント(株)	オリックス
8955	日本プライムリアルティ投資法人 投資証券	(株)東京リアルティ・インベストメント・マネジメント	—
8956	プレミア投資法人 投資証券	プレミア・リート・アドバイザーズ(株)	エヌ・ティ・ティ都市開発
8957	東急リアル・エステート投資法人 投資証券	東急リアル・エステート・インベストメント・マネジメント(株)	東京急行電鉄
8958	グローバル・ワン不動産投資法人 投資証券	グローバル・アライアンス・リアルティ(株)	—
8959	野村不動産オフィスファンド投資法人 投資証券	野村不動産投資顧問(株)	野村不動産ホールディングス
8960	ユナイテッド・アーバン投資法人 投資証券	ジャパン・リート・アドバイザーズ(株)	丸紅
8961	森トラスト総合リート投資法人 投資証券	森トラスト・アセットマネジメント(株)	森トラスト
8963	インヴィンシブル投資法人 投資証券	コンソナント・インベストメント・マネジメント(株)	Calliope合同会社
8964	フロンティア不動産投資法人 投資証券	三井不動産フロンティアリートマネジメント(株)	三井不動産
8966	平和不動産リート投資法人 投資証券	平和不動産アセットマネジメント(株)	平和不動産
8967	日本ロジスティクスファンド投資法人 投資証券	三井物産ロジスティクス・パートナーズ(株)	三井物産
8968	福岡リート投資法人 投資証券	(株)福岡リアルティ	福岡地所
8972	ケネディクス不動産投資法人 投資証券	ケネディクス不動産投資顧問(株)	ケネディクス
8973	積水ハウス・SI 投資法人 投資証券	積水ハウス・SI アセットマネジメント(株)	積水ハウス
8975	いちご不動産投資法人 投資証券	いちご不動産投資顧問(株)	いちごグループホールディングス
8976	大和証券オフィス投資法人 投資証券	大和リアル・エステート・アセット・マネジメント(株)	大和証券グループ本社
8977	阪急リート投資法人 投資証券	阪急リート投信(株)	阪急電鉄
8979	スターツプロシード投資法人 投資証券	スターツアセットマネジメント(株)	スターツコーポレーション
8982	トップリート投資法人 投資証券	トップリート・アセットマネジメント(株)	三井住友信託銀行

銘柄 コード	銘柄名	資産運用会社	資産運用会社の親会社 (50%以上の株式を保有)
8984	大和ハウス・レジデンシャル投資法人 投資証券	大和ハウス・アセットマネジメント(株)	大和ハウス工業
8985	ジャパン・ホテル・リート投資法人 投資証券	ジャパン・ホテル・リート・アドバイザーズ(株)	Rockrise Sdn Bhd
8986	日本賃貸住宅投資法人 投資証券	(株)ミカサ・アセット・マネジメント	アップルリンゴ・ホールディングス・ビー・ヴィ
8987	ジャパンエクセレント投資法人 投資証券	ジャパンエクセレント アセットマネジメント(株)	—

(注)平成25年12月 日本証券業協会調べ

金商業等府令改正案抜粋

(禁止行為)

第一百七十七条 法第三十八条第七号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 十三 (略)

十四 有価証券の売買その他の取引若しくは有価証券に係るデリバティブ取引(以下この号において「売買等」という。)又はそれらの媒介、取次ぎ若しくは代理につき、顧客に対して当該有価証券の発行者の法人関係情報を提供して勧誘し、又は当該法人関係情報に基づいて当該顧客に対し売買等をするを勧めて勧誘する行為

十五 法第六十六条第二項第一号イ又は同項第九号ロに規定する募集(法第六十三条第一項に規定する上場会社等の発行する有価証券に係るものに限る。)について、当該募集に係る有価証券に対する投資者の需要の見込みに関する調査を行う場合において、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める措置を講ずることなく、当該調査の対象者(以下この号において「調査対象者」という。)又は第三者が委託若しくは当該募集に係る法人関係情報の提供を受けて当該調査を行う場合における当該第三者に対し、当該募集に係る法人関係情報を提供する行為

イ・ロ (略)

十六 三十四 (略)

2 22 (略)

(禁止行為)

第一百七十七条 法第三十八条第七号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 十三 (略)

十四 有価証券の売買その他の取引又は有価証券に係るデリバティブ取引若しくはその媒介、取次ぎ若しくは代理につき、顧客に対して当該有価証券の発行者の法人関係情報を提供して勧誘する行為

十五 法第六十六条第二項第一号イに規定する募集(法第六十三条第一項に規定する上場会社等の発行する有価証券に係るものに限る。)について、当該募集に係る有価証券に対する投資者の需要の見込みに関する調査を行う場合において、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める措置を講ずることなく、当該調査の対象者(以下この号において「調査対象者」という。)又は第三者が委託若しくは当該募集に係る法人関係情報の提供を受けて当該調査を行う場合における当該第三者に対し、当該募集に係る法人関係情報を提供する行為

イ・ロ (略)

十六 三十四 (略)

2 22 (略)

平成 25 年 9 月 12 日

金融庁

情報伝達・取引推奨規制に関する Q&A (金融商品取引法第 167 条の 2 関係)

※インサイダー取引規制には、会社関係者を対象とした規制（金融商品取引法第 166 条）と公開買付者等関係者を対象とした規制（同法第 167 条）があります。これを踏まえ、情報伝達・取引推奨規制についても、会社関係者を対象とした規制（同法第 167 条の 2 第 1 項）と公開買付者等関係者を対象とした規制（同条第 2 項）があります。本 Q&A では、会社関係者を対象とした情報伝達・取引推奨規制について解説をしていますが、公開買付者等関係者を対象とした情報伝達・取引推奨規制についても同様の考え方となるものと考えられます。

(問 1) 未公表の重要事実を知っている上場会社等の役職員が、業務上の必要から取引先等に重要事実を伝達することは情報伝達規制の対象となるのでしょうか。また、社内で重要事実を伝達することも当該規制の対象となるのでしょうか。

(答)

情報伝達・取引推奨規制（金融商品取引法第 167 条の 2）の対象となる行為は、上場会社等の重要事実を職務等に関し知った会社関係者が、「他人」に対し、「重要事実の公表前に売買等をさせることにより他人に利益を得させ、又は他人の損失を回避させる目的」(目的要件)をもって情報伝達・取引推奨を行うことです。

情報伝達の相手方となる「他人」については、特に限定はなく、会社関係者が会社内の役職員を含む他人に対して重要事実を伝達することが規制の対象となります。

なお、会社関係者の所属する上場会社等の他の役職員も会社関係者であり、金融商品取引法第 166 条第 1 項第 1 号の「職務に関し」は広く解釈されるため、会社内で会社関係者から重要事実の伝達を受けた他の役職員^(注)が、他人に対して重要事実を伝達することも規制の対象となり得ます。

(注) 業務上正当な行為として伝達を受けたものでない場合も含まれ得ると考えられます。

一方、目的要件を満たさない情報伝達は規制の対象ではなく、業務上必要な社内外での情報交換や情報共有は、通常の場合、「重要事実の公表前に売買等をさせることにより他人に利益を得させる」等の目的をもって行うものではないと考えられるため、基本的に規制対象とはならないものと考えられます。

(問 2) 未公表の重要事実を知っている上場会社等の役職員が、家族や知人に対し世間話として重要事実を話してしまった場合には、情報伝達規制の対象となるのでしょうか。

(答)

情報伝達・取引推奨規制の対象となる行為は、上場会社等の重要事実を職務等に関し知った会社関係者が、「他人」に対し、「重要事実の公表前に売買等をさせることにより他人に利益を得させる」等の目的をもって情報伝達・取引推奨を行うことです。

このため、「重要事実の公表前に売買等をさせることにより他人に利益を得させる」等の目的を有していなければ、日常会話の中で重要事実を話したとしても、基本的に規制対象とはならないものと考えられます。

ただし、上場会社等の未公表の重要事実を、業務とは関係のない他人に話すことは、インサイダー取引が行われるおそれを高めるものであり、また、上場会社等の社内規則に違反するおそれもあるため、情報管理に留意する必要があると考えられます。また、日常会話の中で重要事実を聞いた家族や知人が重要事実の公表前に取引を行えば、当該家族や知人はインサイダー取引規制の違反となることにも留意する必要があります。

（問３）未公表の重要事実を知っている上場会社等の役職員が、ＩＲ活動を行うことは取引推奨規制の対象となるのでしょうか。

（答）

上場会社等では、ＩＲ活動として、投資家等との間で自社の経営状況や財務内容等に関する広報活動が一般的に行われているものと考えられます。

こうした活動の一環として行う自社への投資を促すような一般的な推奨については、通常の場合、他人に対し、特に重要事実の公表前の売買等を行わせ、それに起因した利益を得させるためのものではなく、「重要事実の公表前に売買等をさせることにより他人に利益を得させる」等の目的を欠くと考えられるため、基本的に規制対象とはならないものと考えられます。

（問４）証券会社等において、一部の役職員が上場会社等の未公表の重要事実を知っていたとしても、チャイニーズウォールにより営業部門の役職員がそれを知らなければ、当該営業部門の役職員が顧客に取引推奨することは可能でしょうか。

（答）

証券会社等の一部の役職員が上場会社等の未公表の重要事実を知っていたとしても、取引推奨を行う営業部門の役職員がそれを知らない場合には、当該取引推奨行為は基本的に規制違反とはならないものと考えられます。

(問5) 上場会社等の未公表の重要事実を知っている証券会社の営業部門の役職員が、顧客から当該上場会社等の評価を求められた場合、明示的に取引推奨を行わなければ取引推奨規制の違反とならないのでしょうか。

(答)

一般に証券会社等については、上場会社等の法人関係情報を提供して勧誘する行為が禁じられており（金融商品取引業等に関する内閣府令第117条第1項第14号）、証券会社等においては、上場会社等の内部情報が、本来知る必要のない営業部門の役職員に伝わることのないよう適切に情報管理することが求められます。こうした情報管理態勢が適切に確立されていれば、証券会社の営業部門の役職員について、ご指摘のような場面が生じるおそれは低いものと考えられます。

証券会社等の営業部門の役職員が上場会社等の未公表の重要事実を職務等に関し知っている場合でも、一般論としていえば、投資判断を示すものではない一般的な会社の評価に触れることは差し支えありません。しかしながら、取引推奨規制の違反に該当するのは明示的に取引推奨を行う場合だけに限られるのではなく、規制違反に該当するか否かは行為者の言動等によって実質的に判断されることに留意が必要です。したがって、仮に明示的に取引推奨を行わなかったとしても、顧客に対して早期の、又は一定期間内の売買を促すような言動等を行った場合には、規制違反となるおそれがあると考えられます。

いずれにしても、証券会社の営業部門の役職員は、仮に未公表の上場会社等の重要事実を職務等に関し知っている場合には、より慎重な対応を行うことが求められるため、顧客が取引推奨をされたと受け止めることのないよう、言動等に十分留意する必要があります。

(問6) 情報伝達や取引推奨を行った者は、情報伝達や取引推奨を受けた者がインサイダー取引等を行わなかった場合でも、情報伝達・取引推奨規制の違反になるのでしょうか。

(答)

情報伝達・取引推奨規制に違反した者が処罰や課徴金の対象となるのは、当該違反により情報伝達・取引推奨を受けた者が、重要事実の公表前に売買等をした場合に限ることとされています^(注)。

(注) なお、重要事実の公表前にした売買等がインサイダー取引規制の適用除外に当たる場合についても、処罰や課徴金の対象から除外されています（金融商品取引法第175条の2、第197条の2第14号・15号）。

しかしながら、他人に対し「重要事実の公表前に売買等をさせることにより他人に利益を得させる」等の目的をもって情報伝達・取引推奨を行うことは、インサイダー取引等を引き起こすおそれの強い不正な行為であり、結果的に重要事実の公表前の売買等が行われなかったとしても、(処罰や課徴金の対象にならないものの、)規制違反に該当することとなります。

このため、金融商品取引業者等がこのような行為を行った場合には、行政処分の対象とな

り得るほか、上場会社等の役職員がこのような行為を行った場合には、上場会社等の社内規則に違反することとなり得ます。

（問 7）会社関係者が、保有株式を売却して資金調達するため、他人に対し、未公表の重要事実を伝達した上で、インサイダー取引規制の適用除外となる、いわゆるクロクロ取引^{（注）}を行った場合、

（1）情報伝達を受けた者は重要事実の公表により利益を得ることもあり得ますが、会社関係者がその可能性を認識しながら情報伝達した場合には、（取引要件を欠くため処罰や課徴金の対象にならないものの、）情報伝達規制の違反になるのでしょうか。

（2）当該クロクロ取引が市場価格よりも割り引いた価格で行われた場合には、「重要事実の公表前に売買等をさせることにより他人に利益を得させる」目的があることになるのでしょうか。

（注）金融商品取引法第 166 条第 6 項第 7 号

（答）

情報伝達・取引推奨規制は、「重要事実の公表前に売買等をさせることにより他人に利益を得させる」等の目的があることが要件（目的要件）として必要であるとされています。

このため、

（1）会社関係者が、資金調達を目的として未公表の重要事実を伝達した上で保有株式を売却するような場合において、情報伝達に当たり、単に、情報の受領者が当該売却に起因した利益を得る可能性があることを認識していたというだけでは、通常の場合、「他人に利益を得させる」という目的要件を満たさないと考えられるため、基本的に規制違反とはならないものと考えられます。

（2）クロクロ取引が市場価格よりも割り引いた価格で行われるような場合には、取引の相手方は取得価格と市場価格との差額の利益を得ることができる可能性があります。しかしながら、情報伝達・取引推奨規制の目的要件を満たすか否かについては、単に市場価格よりも割り引いたという事実があったか否かによってではなく、他人に対し、特に「重要事実の公表前に」売買等を行わせ、「それに起因した」利益を得させる目的があったか否かによって判断されることとなります。

金融審議会 新規・成長企業へのリスクマネーの
供給のあり方等に関するワーキング・グループ
報告（平成 25 年 12 月 25 日）抜粋版

第 3 章 上場企業の資金調達の円滑化

2. 「届出前勧誘」に該当しない行為の明確化

有価証券届出書の提出前に有価証券の勧誘を開始すること（いわゆる「届出前勧誘」）は禁止されているが、法令上、勧誘の範囲が明確でないために、増資を予定している企業が、一般的な企業情報を発信することまでも届出前勧誘に該当するおそれがあるとして躊躇してしまう、との指摘がある。また、上場企業の資金調達を円滑化するために、有価証券届出書の提出後の待機期間を撤廃する場合には、有価証券届出書の提出前に、投資者が増資企業に関する企業情報を受け取る機会をできるだけ確保しておくことの重要性はより高まるものと考えられる。

一般的に届出前勧誘の禁止措置が講じられている趣旨は、勧誘による販売圧力によって、投資者が不確実・不十分な情報に基づく投資判断を強いられる事態の防止にあるとされており、こうした趣旨に照らすと、次に掲げるような行為については、届出前勧誘の禁止措置の対象とする必要はないものと考えられる。このため、できるだけ速やかに、その旨を明確化することが適当である。

- 企業及び引受証券会社が、適格機関投資家、特定投資家又は大株主を対象者とし、かつ、有価証券届出書の提出前に当該情報が対象者以外に伝達されないための適切な措置を講じている場合において、有価証券の募集・売出しの是非を判断するために、当該有価証券に対する市場における需要見込みを届出前に調査すること（いわゆる「プレ・ヒアリング」）。
- 有価証券届出書の提出の 1 ヶ月以上前までに、募集・売出しに言及せずに企業情報を発信すること（有価証券届出書の提出日以前 1 ヶ月以内に再度発信されないための合理的な措置がとられる場合に限る。）
- 金融商品取引法令又は金融商品取引所規則に基づき開示すること
- 企業が通常の業務の過程で行う情報発信であって、従前からその通常の業務の過程において行っている企業情報の定期的な発信を行うこと
- 企業が通常の業務の過程で行う情報発信であって、新製品・新サービスの発表を行うこと
- 記者、アナリスト、投資者などによる自発的な問い合わせに対して、その事業・財務の状況や製品・サービスについての回答を行うこと
- 引受証券会社内で適切なチャイニーズ・ウォールが設置されている場合において、従来から継続的に行われている上場企業に関するアナリスト・レポートの公表を、従来どおりに行うこと